



米国におけるMoral Rights保護 : 裁判例の観察による保護法益の抽出

鈴木, 敬史

(Citation)

神戸法學雑誌, 70(3):181-248

(Issue Date)

2020-12-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81012530>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012530>



神戸法学雑誌第七十巻第三号二〇二〇年十二月

米国における Moral Rights 保護 ——裁判例の観察による保護法益の抽出——

鈴木 敬 史

はじめに

1. 問題の所在

著作権法は、いわゆる著作者人格権の一つとして、著作物について「その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けない」権利、すなわち同一性保持権（同法 20 条 1 項）を定める。従来、同権利は、きわめて厳格に、「外面的な表現形式に改変を加える行為」を禁止するものと理解されてきた。⁽¹⁾すなわち、改変の程度や改変後の利用状況を考慮することなく、著作者の主観（＝意）に反する改変は、まずはすべて同権利の射程に含まれるものと考えられてきた。その上で、同権利の適用除外の一般規定である 20 条 2 項 4 号についても、「やむを得ない」という文言を厳格に解釈し、代替手段が他になく必要最低限の利用であることを要求するのが一般的であった。⁽²⁾

現在、Twitter などのソーシャルネットワーキングサービス（SNS）が普及し、一個人でも公衆への情報の提供が可能となり、他者の著作物のパロディ的利用が広く行われるようになった。インターネットを通じて急速に拡大した同人創

(1) 最判平成 10 年 7 月 17 日判時 1651 号 56 頁〔雑誌『諸君！』〕、斉藤博『著作権法』210 頁（有斐閣、第 3 版、2007）。

(2) 加戸守行『著作権法逐条講義』178 頁（著作権情報センター、六訂新版、2013）。

作の文化は、コミックマーケットを世界最大規模の同人誌即売会と呼ばれるまでにした。そこでは、自らの作品に既存の漫画やアニメの登場人物などを用いた「二次創作」が数えきれないほど流通している。これらのパロディ的利用、二次創作は、(少なくとも形式的には) 改変を伴っており、かつ、公衆への提供がなされている。したがって、上記の厳格な解釈によれば、(原著作物との類似性が認められれば) 同一性保持権の侵害を免れない。つまり、これらの利用を行うユーザーは常に著作者から訴えられる危機にさらされている⁽³⁾。しかし、このとき、差止や損害賠償に値するほど、著作者の人格的な利益が侵害されるのだろうか？

近時の最高裁判決⁽⁴⁾においては、写真の著作物の著作者に許諾を得ることなくなされた Twitter 上の投稿をリツイートする行為が、Twitter の仕様上、画像がトリミングされ、もともと付されていた氏名が表示されなくなったとして、氏名表示権侵害を構成すると判断された。また、その原判決⁽⁵⁾においては、当該トリミングにより改変が生じているとして同一性保持権の侵害も認められた。これら判決に対しては、自由な SNS 利用が過度に妨げられるとの批判がなされている⁽⁶⁾。

2. 本稿の課題

上記のような実際上の不都合を反映して、学説上、日本の同一性保持権は著作者に過剰な保護を与えており、制限的に解さなければならないとする見解が

- (3) このような状況によって、個人レベルでの表現活動に強い制約を与えてしまい、ひいては表現の自由を奪う結果を生じかねないとする指摘がある（大日方信春「著作物のパロディと表現の自由—憲法学の視点から—」阪本昌成先生古稀記念論文集『自由の法理』797頁、831頁以下（成文堂、2015）参照）。
- (4) 最判令和2年7月21日民集74巻4号1407頁〔リツイート上告審〕。
- (5) 知財高判平成30年4月25日判時2382号24頁〔リツイート控訴審〕。
- (6) 例えば上告審判決について、田村善之「判批」法時92巻11号4頁（2020）、奥邨弘司「判批」法教482号64頁（2020）、中川達也「判批」論究ジュリ35号158頁（2020）など参照。

有力である。⁽⁷⁾しかし、特に20条1項該当性について、その判断基準は未だ定見を見ない。

これは、これまで、同一性保持権侵害者の「行為」が問題とされることはあっても、「法益侵害の有無」があまり着目されてこなかったことに起因すると思われる。すなわち、現実が生じている特定の問題状況（パロディ、翻案許諾時の改変など）に対処するといった議論に終始し、法の趣旨に立ち返った議論は低調であった。⁽⁸⁾その結果、同一性保持権の制限的な解釈論において、厳格解釈の問題点は共有されていながらも、ある解釈の指針を個別の問題状況を離れた一般論として理論的に基礎づけるための論拠を欠くという課題が未だ残されている。

この課題を解決するための第一歩として、本稿では、「同一性保持権の保護法益」である作者の人格的利益の内容を具体的に特定することを試みる。それを通じて、形式的には何らかの改変が存在するとしても、法益侵害が認められない場合には同一性保持権の射程から除外することで、過剰な権利保護を制約することができるのではないかと。さらに、著作権人格権の保護法益に着目することで、人格的利益に関わらない著作物の利用行為を著作権人格権との関係では典型的に適法と位置付けることができるため、著作権人格権が第二の財産権

(7) 塩澤一洋「デジタル形式の著作物と著作権人格権の現代的解釈」法学政治学論究 29 号 415 頁（1996）、上野達弘「著作物の改変と著作権人格権をめぐる一考察（1）（2・完）ードイツ著作権法における『利益衡量』からの示唆ー」民商 120 卷 4・5 号 748 頁、民商 120 卷 6 号 925 頁（1999）、田村善之『著作権法概説』433 頁以下（有斐閣、第 2 版、2001）、金子敏哉「同一性保持権侵害の要件としての『著作物の改変』ー改変を認識できれば『改変』にあたらぬ説ー」中山信弘＝金子敏哉編『しなやかな著作権制度に向けてーコンテンツと著作権法の役割ー』375 頁（信山社、2017）、中山信弘『著作権法』608 頁以下（有斐閣、第 3 版、2020）など参照。

(8) この点に関連して、前掲最判令和 2 年 7 月 21 日〔リツイート上告審〕は、氏名表示権が「著作者と著作物との結び付きに係る人格的利益を保護するもの」であるとして、「法益」に着目した解釈の一端を示したものであり、積極的に評価できる（後注（218）参照）。

として行使されかねないという問題をより実効的に回避することができるように思われる。⁽⁹⁾

3. 解決方策

以上に述べた通り、本稿は、条文の文言から直ちに同一性保持権の要件論を展開するのではなく、その背後にある同権利の保護法益を明らかにすることを目的とする。

そして、その目的を達するために、以下の2つの理由から、米国における Moral Rights 保護との比較分析を行う。第一の理由（許容性）として、比較法上、米国の Moral Rights からの示唆を、日本の著作者人格権は受け入れやすいことが挙げられる。例えば、米国と日本とは、ともにベルヌ条約に加盟しており、同一性保持権と Moral Rights とでは基盤（ベルヌ条約6条の2第1項〔著作者の人格権〕）が共通している。さらに、少なくとも部分的には著作者人格権とも関連する、日本の（著作者人格権以外の一般的な）人格権をめぐる理論は、米国の人格権理論の影響を強く受けている。そのため、周縁的な環境において、日本の著作者人格権と米国の Moral Rights は、比較的、親和性が高い。第二の理由（必要性）として、米国における Moral Rights 保護の形態が、帰納的に保護法益を抽出するのに適していることが挙げられる。後述するように、米国の Moral Rights 保護は、原則として、単一の条文の文言解釈に依拠するものではなく、多様な法理（名誉権、不正競争法など）によって実現されているものの、Moral Rights 保護の当否が検討される各々の事案においてはいずれの法理に依拠する場合であっても、背後にある保護法益が意識されていることが見て取れる。したがって、これら法理を体系的に整理し、観察することによって、各法理に通底する Moral Rights の保護法益を比較的容易に抽出することができる。

これまで、米国における Moral Rights 保護を詳細に検討した邦語研究はあまり見られなかった。そして、わずかに存在する米国の Moral Rights に関する研

(9) 中山・前掲注(7) 595頁参照。

究も、そのほとんどは、限定された芸術的著作物を対象とする特別法（Visual Artists Rights Act (VARA)）に目を向けるものであった。⁽¹⁰⁾ 本稿は、米国における多様な法理に基づく Moral Rights 保護を幅広く紹介、分析することで、その全体像の把握に貢献しようと試みるものである。

4. 本稿の構成

本稿は以下の構成をとる。第一章において、ベルヌ条約との関係を通じて、米国における Moral Rights 保護を概観する。これによって、我が国において同一性保持権として観念されている権利が、米国においてどのような位置づけを有するのかが明確になる。続いて本稿は、ベルヌ条約加盟時（1989年）の議論を参照することにより、どのような法理によってこれら権利の保護が図られていたのかを検討する。さらに、第二章、第三章においては、米国の Moral Rights 保護について問題となった判例と裁判例⁽¹¹⁾を、契約法理、不法行為法理の順で整

-
- (10) 安藤和宏「アメリカ著作権法におけるモラル・ライツの一考察—文化財を保護する破壊防止権とは—」早稲田大学大学院法研論集124号1頁（2007）、小野奈穂子「米国における著作者人格権保護—ベルヌ条約加入時の議論を振り返って—」一橋法学9巻2号303頁（2010）、大沼友紀恵「著作者人格権の文化財保護機能の考察—アメリカ連邦著作権法およびカリフォルニア州法における所有権の制限を素材として—」一橋法学11巻3号319頁（2012）など。また、本稿が主眼とする、多様な法理による Moral Rights 保護の横断的保護に触れるもの（小野同論文、松田政行『同一性保持権の研究』43頁以下（有斐閣、2006）、山本隆司「アメリカにおける Moral Rights」著作権研究23号34頁（1996））も、簡潔な整理にとどまる。
- (11) 本稿は、米国における裁判実務の現状を観察することによって、我が国に対する示唆を得ることを目的とする。したがって、裁判例とは別個に Moral Rights の根拠論、Moral Rights 保護の立法論を述べる学説の整理、分析については、本稿と目的を異にするため、他日を期したい。

理する。⁽¹²⁾そこでは、特に中核を占める Lanham 法 43 条 (a)⁽¹³⁾ について、今世紀に入って出された連邦最高裁判決の影響を踏まえて整理する。その上で、第四章において、これまでの検討を体系的に整理し、米国における Moral Rights 保護の全体像を明らかにしつつ、かつ、それらに共通の保護法益が存在することを明らかにする。そして最後に、上記の検討から我が国へ与えられる若干の示唆を述べる。

5. 用語法

本稿においては、米国と日本との間で類似する権利、概念を比較するという構成を取る。したがって、それらの権利、概念がどちらの国におけるものであるかを明確にするために以下のように用語を使い分ける。

まず、「Moral Rights」は、一般に「著作者人格権」を英語で表記したものとして理解されているが、特記のない限り、本稿においては前者を専ら「米国における著作者人格権にあたる権利」として使用する。他方、「著作者人格権」という用語が用いられる時はすなわち「日本における著作者人格権」を示すものである。

Moral Rights のうちには、「氏名表示権」「同一性保持権」にそれぞれ対応する権利である「Right of Attribution」「Right of Integrity」が存在する。これらについても「Moral Rights」「著作者人格権」の使い分けと同様、「Right of Attribution」「Right of Integrity」を、原則として「米国における『氏名表示権』『同一性保持権』に対応する権利」として使用する。他方、本稿において「氏名表示権」「同一性保持権」という語を用いる時には、特記のない限り「日本における『氏名表示権』『同一性保持権』」を示すこととする。

(12) なお、ここでは米国における Moral Rights の特別法である VARA を積極的に扱わない。きわめて限定的に定義された「視覚芸術著作物」の創作者に与えられる Moral Rights を規定するものであるため、あらゆる著作物を視野に入れた Moral Rights 保護の分析には直接はなじまないからである。

(13) 15 U.S.C. § 1125(a).

以上に掲げたものの他にも、日本語に訳すと誤解を生じうる英単語または英語のフレーズなどについては、英語表記を用いる。すなわち、米国の裁判例の紹介の中で、日本語に訳すことが適切でないと判断した語は、本文または翻訳引用文中においても英語で記述し、又は訳語に原語を併記する。

一 Moral Rights保護概説

1. 著作者人格権⁽¹⁴⁾の種類

世界的に、著作者人格権は、経済的関心を保護する著作権 (Copyright) と異なり、著作者の個性を保護するものと理解されている。これは、19世紀の半ばのフランスに生じ、主にドイツとフランスで発展した権利である。⁽¹⁵⁾ 国によって各権利の有無、権利の広狭には相違あるが、一般に、以下の4つの権利が「著作者人格権」として承認されている。⁽¹⁶⁾

- (1) 公表権
- (2) 撤回権
- (3) 氏名表示権
- (4) 同一性保持権

(1) 公表権は、著作物の著作者がその著作物について、いつ、どのように公表するかを選択できる権利である。ここには、著作物を公表するか否かを自律的に決定できる権利をも内包する。他方、この権利は、最初の公表がなされる前にしか存在しないため、一旦適法に著作物が公表されてしまうと、著作者は公表権を主張することができない。⁽¹⁷⁾ 我が国においては、公表権は著作権法18条

(14) 本項目において用いられる、「著作者人格権」や各権利の名称、それらの英語訳は、日米の権利を示すものではない。すなわち、便宜上、日本語、英語を使い分けているが、広く世界的に理解されている権利を抽象的に示すものである。

(15) See Raymond Sarraute, *Current Theory on the Moral Right of Authors and Artists Under French Law*, 16 AM. J. COMP. L. 465 (1968).

(16) See *id.* at 467.

(17) See ELIZABETH ADENEY, THE MORAL RIGHTS OF AUTHORS AND PERFORMERS, para.

で規定されているが、米国では、この権利を直接には保護していない。すなわち、(契約関係にある当事者間における) 効率的契約違反の法理、著作権、コモンローの著作権、プライバシー権などに基づいて多層的な保護がなされている⁽¹⁸⁾。もっとも、氏名表示権とは異なり、本稿の検討対象である同一性保持権と直接の関連を有しない権利であるため、ここでの詳細な記述は避け、これを別稿に委ねたい。

一方、(2) 撤回権は、一旦公表され、又は著作権を手放してしまった著作物についても、それが著作者の意を表すものといえなくなった場合には、公表を取りやめさせることができる権利である。しかしながら、この権利を実現するには、撤回に基づく損害を金銭によって填補賠償する必要がある。⁽¹⁹⁾ 撤回権は、事前に個別の契約で規定されない限り、米国法上、保護されない。さらに、オーストリアや日本など複数の大陸法系国でも認められていない。⁽²⁰⁾

(3) 氏名表示権は、「自身が著作者であると認識され、他者が著作者であると認識されることを防ぐ」という積極的な権利と、「自身の氏名の冒用を防ぐ」という消極的な権利から構成される⁽²¹⁾。前者は、自身の著作物について自身が著作者であると主張できる権利を中核とし、それに付随する権利として、自身の著作物に他人が著作者とする表示が付されることを禁止できる権利を含む。またこれに関連して、変名で表示するように求める権利や無名性を維持するように求める権利も氏名表示権に含まれる。他方、後者の消極的権利は、自身の創作していない著作物に自己が著作者であるように表示されることがないように求めることができる権利として説明される。⁽²²⁾ 日本においては、前者は著作権法19条

2.02 (2006).

(18) See Cyrill P. Rigamonti, *Deconstructing Moral Rights*, 47 HARV. INT'L L.J. 353, 383 (2006).

(19) See ADENEY, *supra* note 17 para. 2.09, 2.11.

(20) もっとも、日本においては、出版権の消滅請求という文脈で、著作権者である著作者に限定的な撤回権を認めている(著作権法84条3項)。

(21) See ADENEY, *supra* note 17 para. 2.13, 2.21.

(22) See *id.* para. 2.21.

で、後者は一般不法行為又は著作権法121条の刑事罰によって保護がなされる。

(4) 同一性保持権は、著作物に対する変更、切除又はその他の改変を禁止するものである。もっとも、その射程は国によって異なる。⁽²³⁾なお、本稿では、文脈の改変（＝著作物そのものには改変を加えていないが、本来想定されている利用方法と異なる方法で当該著作物を利用すること）をも含むこととする。日本においては、著作者の名誉声望を害するとき、（令和3年1月1日における令和2年改正法施行後の）著作権法113条11項によって、文脈の改変から保護される。

上記の説明でも触れたように、(1) ないし (4) の権利の全てについて、万国共通の保護が与えられているわけではない。日本や米国を含む全177ヶ国が加盟するベルヌ条約は、その6条の2において、加盟国が保護しなければならない最低限度の著作者人格権保護を次のように規定する（ベルヌ条約6条の2は、1928年のローマ会議において新設された規定であるが、その後、幾度の修正を経ており、現在の規定は、1967年のストックホルム会議によるものである）。

ベルヌ条約6条の2〔著作者の人格権〕

(1) 著作者は、その財産的権利とは別個に、この権利が移転された後においても、著作物の創作者であることを主張する権利及び著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利を保有する。

(2) (略)

(3) (略)

ベルヌ条約の規定する著作者の人格権は、「著作物の創作者であることを主張する権利」及び「著作物の変更、切除その他の改変又は著作物に対するその

(23) 多数の国の同一性保持権規定を記述し、まとめたものとして、松田・前掲注(10) 26-54頁、58-66頁参照。

(24) ただし、ベルヌ条約6条の2が初めて定められた1928年ローマ改正条約以降の改正条約には批准していない国も複数存在する。

他の侵害で自己の名誉又は声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」に分けられる。これは、それぞれ先にみた (3) 氏名表示権、(4) 同一性保持権に相当する権利であり、上述の説明から乖離することもない。⁽²⁵⁾

すでに述べたように、米国もベルヌ条約に加盟しているため、6条の2で規定され、国際的に承認されている氏名表示権、同一性保持権を保護する義務を負う。次項では、これがどのように実現されているかを、ベルヌ条約加盟時の議論を参照して明らかにする。

2. 米国法上の Moral Rights

後の検討からも明らかになる通り、そもそも、米国はベルヌ条約加盟以前から Moral Rights を認識し、かつその保護を与えていた。補足意見の中ではあるが、そのことを象徴的に述べた事例として、*Clemens v. Press Pub. Co.* ⁽²⁶⁾がある。

この事例において、著作者(原告)は、新聞社(被告)と原稿の出版契約を結んでいた。しかし、ゲラ刷り段階では付されていた原告の氏名が削除され、出版されることになったため、原告が当該出版の差止めを請求した。ニューヨーク州裁判所の第二審は、契約違反に基づき、原告の請求を認容した。さらに、*Seabury* 判事は、補足意見の中で、有体物と無体物との違いを意識しつつ、次のように Moral Rights の概念について先導的な意見を述べた。

文学的製造物に関する権利の譲渡は、一バレルの豚肉の販売と同じように理解してはならない。当事者の意思に効力を付与するように契約解釈されるべきである。他者に一バレルの豚肉を販売する者は、その対価を得ることができるが、販売した豚肉がその後どうなったかについて関心を持た

(25) ベルヌ条約上の氏名表示権にも、積極的権利と消極的権利とが含まれていると解されている (See WIPO, GUIDE TO THE BERNE CONVENTION FOR THE PROTECTION OF LITERARY AND ARTISTIC WORKS (PARIS ACT, 1971) 41 (1978). 邦訳として、WIPO『文化的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(パリ規定、1971年)逐条解説』45頁(社団法人著作権資料協会、1979)参照)。

(26) 122 N.Y.S. 206 (App. Term 1910).

ない。著作者は、生計を得るために文学的製造物を執筆し、販売するかもしれない。しかし、その購入者は、契約による許諾がなければ、購入した文学的製造物を豚肉のように利用することができない。…仮に当事者の意思が、その文学的製造物についての権利を被告が購入し、それを出版するというものであるならば、著作者は、その著作物への対価を得る権利だけでなく、自身が執筆した方法で出版されるという権利も得る。購入者は、著作物を歪めて伝えてはならないし、著作者以外の者の名前を付してはならない。著作者が契約において許諾しない限り、著作者の名前を削ることもしてはならない。…著作物を自己の名において出版することは、必然的に彼の名声や地位に影響を与え、したがって、将来の収益能力を減じ、若しくは向上させるのである。⁽²⁷⁾

このように、20 世紀初頭の事例においても、Moral Rights 保護の必要性が認識され、実質的にその保護がなされていたことがわかる。しかし一方で、“Moral Rights”という形式化された欧州型の権利を承認することには消極的であった。⁽²⁸⁾ このことは、1989 年のベルヌ条約加盟に向けた諸議論からも読み取れる。

A). 米国のベルヌ条約加盟

米国は、1989 年 3 月 1 日にベルヌ条約へ加盟した。しかし、米国は、ベルヌ条約 6 条の 2 が規定する“Moral Rights”を、少なくとも形式的には有していなかったため、“Moral Rights”規定を新設する法改正の必要があるか否かについて激しい議論が交わされていた。しかし、「米国のベルヌ条約加盟のための特別作業部会 (Ad Hoc Working Group on U.S. Adherence to the Berne Convention)」は、最終的に、次のように述べ、Moral Rights 保護のために新たな規定を置く必要はないと結論付けた。

(27) *Id.* at 207–208 (Seabury J. concurring opinion).

(28) *See e.g. Vargan v. Esquire*, 164 F.2d 522, 526 (7th Cir. 1947); *Crimi v. Rutgers Presbyterian Church in City of New York*, 89 N.Y.S.2d 813, 818 (Sup. Ct. 1949).

現在、米国において、制定法及びコモンローのもとで Moral Rights に相当する権利を利用して実質的な保護が得られること、他のベルヌ条約加盟国において保護が統一されていないこと、Moral Rights 規定を持たないベルヌ条約加盟国もあること、そして、救済に関する法規整が各加盟国に委ねられていることを考慮すると、米国における Moral Rights 保護はベルヌ条約に適合している。⁽²⁹⁾

そしてそこでは、Moral Rights に相当する権利を保護する「制定法及びコモンロー」として、連邦著作権法 106 条 (2)⁽³⁰⁾ (二次的著作物作成権)、115 条 (a)⁽³¹⁾ (2) (レコードの製作及び頒布に係る強制許諾に基づいて編曲を行う者に対する、基本的旋律、根本的性格の変更禁止)、Lanham 法 43 条 (a)⁽³²⁾ (商品の出所等に対して誤認を惹起する虚偽表示等の禁止)、Lanham 法 43 条 (a) に基づく判例法、コモンローの原則に基づく州及び連邦の様々な判例法、州法 (一定の芸術的著作物に対する Moral Rights 保護規定)⁽³³⁾ が挙げられた。

次章以下では、この考え方を受けて、様々な制定法及びコモンローによる Moral Rights 保護 (以下、この保護方法を「パッチワーク保護」と呼ぶ) を整理してその全体像を掴むとともに、米国のパッチワーク保護がベルヌ条約上の保護を満足するか否かを確認する。⁽³⁴⁾

(29) *U.S. Adherence to the Berne Convention: Hearings Before the Subcomm. on Patents, Copyrights and Trademarks of the Senate Comm. on the judiciary*, 99th Cong. 427 (1986) (Final Report of the Ad Hoc Working Group on U.S. Adherence to the Berne Convention), published in 10 COLUM. -VLA J.L. & ARTS 513, 547 (1986) [hereinafter Final Report].

(30) 17 U.S.C. § 106(2).

(31) 17 U.S.C. § 115(a)(2).

(32) 15 U.S.C. § 1125(a).

(33) See Final Report, *supra* note 29 at 548.

(34) なお、ベルヌ条約施行法 3 条 (b) は、ベルヌ条約の義務を米国が果たしているため、ベルヌ条約の加盟によっても既存のパッチワーク保護を拡張も縮減もしない旨定める。したがって、理論上は、ベルヌ条約加盟前後でこれらの保護の方法、水準は変化していない。

B). 米国における Moral Rights 保護の枠組み

米国において、ベルヌ条約 6 条の 2 に規定されている権利は、原則として⁽³⁵⁾すべて、著作物に対する氏名表示のコントロール権という枠組みで保護されている。すなわち、次のような別個の、しかし相互に関連する権利のセットとして、Moral Rights 保護がなされている。⁽³⁶⁾

- (i) 著作者であるという表示を求める権利（無名表示禁止効）
- (ii) 無名、変名を維持する権利（無名変名維持効）
- (iii) 自身が著作者でない著作物について、自身が著作者であるとの表示を付されることを禁止する権利（広義の氏名冒用禁止効）
- (iv) 自身が著作者である著作物について、他人が著作者であるとの表示を付されることを禁止する権利（非著作者表示禁止効）

さらに、(iii) の権利は、次の 2 つの権利から成ると考えられている。

- (iii) (a) 他人による氏名冒用を禁止する権利（狭義の氏名冒用禁止効）
- (iii) (b) 自身が創作した著作物に改変が加えられることによってその内容を正しく反映しなくなったものに、その著作者として氏名表示を付されることを禁止する権利⁽³⁷⁾（氏名流用禁止効）

このうち、(iii) (b) の権利（氏名流用禁止効）は、米国における Right of Integrity の最も基本的な権利として捉えられている。つまり、米国においては、著作物に改変を加えた上で、著作者を原著作者とは別の者として付すことに対しては、Right of Integrity の保護が得られるとは考えられていない。Right of

(35) 唯一の例外として、視覚芸術著作物の Moral Rights 保護に関する特別法である VARA においては、限定的に、公衆への提供、提示行為を伴わない改変行為自体が Right of Integrity の侵害として規定される。また、VARA は改変行為にとどまらず、著作物の破壊行為をも権利の対象とする。これらの権利と米国における Moral Rights 一般との連続性については、後注 (205) 参照。

(36) See Justin Hughes, *American Moral Rights and Fixing the Dastar Gap*, 2007 UTAH L. REV. 659, 689 (2007).

(37) (iii) (b) の権利には、文脈の改変を防ぐ権利も含むこととする（一、1. 「著作者人格権の種類」を参照）。

Attribution ((iv) の権利 (非著作者表示禁止効)) によって保護される範囲で Moral Rights としての保護が受けられるにとどまるのである。⁽³⁸⁾ 他方、(iii) (b) を除く4つの権利は、すべて国際的に承認されている“Right of Attribution”の理解と符合する。このように、米国において Right of Attribution と Right of Integrity は、氏名表示のコントロール権という意味で同質かつ表裏一体の権利であり、⁽³⁹⁾ どちらか一方のみを切り出して整理することでは正確にこれを捉えることができない。このため、本稿における問題意識は主として同一性保持権に関するものであるが、Right of Integrity だけでなく、Right of Attribution まで含めて米国法分析を行う。

Right of Attribution, Right of Integrity の保護はともに、契約法理、不法行為法理の両面から整理できる。

契約法理に基づく保護においては、主として、(i)、(ii)、(iii) (b)、(iv) の権利 (無名表示禁止効、無名変名維持効、氏名流用禁止効、非著作者表示禁止効) がその対象となる。そこでは、契約条項から明示的又は黙示的に、氏名表示、無名又は変名の表示を求める意思が読み取れるか否かという点が問題となる。また、(iii) (b) の権利 (氏名流用禁止効) については、契約によって改変が認められていたとしても、無限定に改変を許容するものではない旨判示した裁判例が存在する。後に見るように、黙示の意思の有無や契約によって許諾されうる改変の程度の判断においては、不法行為法理の考慮が多分に含まれている。したがって、契約当事者間の紛争においても、契約の問題にとどまらず、不法行為法理との協働関係をも意識する必要がある。

不法行為法理に基づく保護については、第一に著作権による保護が考えられる。しかし、後の分析から明らかになる通り、純粋に経済的利益保護を企図する著作権の事例とは異なり、著作権侵害の有無の判断において、著作者の世評

(38) もちろん、その経済的関心を保護するという目的で、二次的著作物作成権など著作権の保護は当然に享受しうる。

(39) See also Jane C. Ginsburg, *Moral Rights in a Common Law System*, 4 ENT. L. REV. 121, 124 (1990).

(reputation) への影響が考慮されていると指摘される。ここで言及される「著作家の世評」とは、主に19世紀から20世紀初頭の事例において、Moral Rights 保護を実効せしめる根拠として直接用いられていた。しかし、そこから様々な法理が発展していくにつれて、世評への影響が考慮される場面が、名誉権、プライバシー権、不正競争法理、Lanham法43条(a)の侵害判断の中へと移るようになる。特に、Lanham法43条(a)に基づくMoral Rights 保護は、1976年の *Gilliam v. American Broadcasting Companies, Inc.*⁽⁴⁰⁾ を契機に拡大し、現在ではパッチワーク保護の中で最も重要な地位を占めるようになっている。

次章では、まず契約法理によるMoral Rights 保護を整理して、その中で不法行為法理の位置づけを明らかにする。その上で、種々の不法行為法理に基づくMoral Rights 保護を整理する。最後に、デジタルコンテンツの著作権保護に関して1998年に成立したDigital Millennium Copyright Act (DMCA) によるMoral Rights 保護可能性について付言する。

二 契約法理に基づくMoral Rights 保護

契約法理に基づくMoral Rights 保護は、典型的に、契約内に明示的に規定された条項によってなされる。⁽⁴¹⁾ すなわち、契約条項において、著作家の氏名を付すこと、改変を禁ずること等を定めることによって、法的にMoral Rights 保護を享受することができる。⁽⁴²⁾ 例えば、初期の事例として、*Royle v. Dillingham, Maurel v. Smith*⁽⁴³⁾ は、明示の契約条項に違反したことに基いてMoral Rights 保護を認めた。*Royle* においては、同意なくして脚本を変更することを禁ずる契約に反してセリフ、ストーリーの変更がされた劇について、その上演の差止請

(40) 538 F.2d 14 (2d Cir. 1976).

(41) See James M. Treece, *American Law Analogues of the Author's "Moral Right"*, 16 AM. J. COMP. L. 487, 494-501 (1968).

(42) 104 N.Y.S. 783 (Sup.Ct. 1907).

(43) 271 F. 211 (2d Cir. 1921).

求が認められた（氏名流用禁止効）。他方、*Maurel* においては、オペラの公表の際には作詞家として氏名を付すという契約に反して氏名が除去された楽曲の上演、楽譜の販売について差止請求が認められた（無名表示禁止効または非著作表示禁止効）。

以上のように、明示の契約条項があれば Moral Rights の保護を享受しうることとは理解しやすい。一方で、契約内に明示的な Moral Rights 保護規定が存在しなくても、契約上の他の規定から一定の Moral Rights を引き出す裁判例も存在する。

⁽⁴⁴⁾
Granz v. Harris は、原告によって製作されたレコードを購入し、そのレコードの複製、再販売の契約を原告と結んだ被告において生じた訴訟である。原告と被告との間に交わされた契約においては、被告による再販売の際には、“Presented by Norman Granz” という、原告が製作者であることを示す銘を付さなければならないという条項が設けられていた。被告は、この義務を遵守しながらも、元のレコードから 8 分（音楽の演奏部分を含む）削除して複製されたレコードを販売した。これについて、裁判所は次のように述べ、明示の氏名表示の合意に基づき、改変禁止の合意が黙示的に認められると判断した。

まず契約条項を無視して考えると、マスターディスクの購入者〔筆者注：被告〕は、合法的に、短縮されたレコードを作成することができる。それが原告によって提供された音楽の録音であると表示しないのであれば、合法的に販売もできる。他方、原告によって提供された音楽録音であると表示してこれを販売したならば、被告は不正競争という不法行為を犯すこととなる。ところが、本件契約は被告に対して“Presented by Norman Granz” という銘を付すように求めている。すなわち、被告は、販売したレコードが原告によるものであると表示しなければならない。こうした契約上の義務は、明示の禁止規定を必要とすることなく、黙示によって、表示が求められた名を虚偽表示としてしまうレコードを販売しないという義務を課

(44) 198 F.2d 585 (2d Cir. 1952).

す。以上の次第によって、裁判所は、被告の短縮されたレコードの販売が契約違反に該当すると判断する⁽⁴⁵⁾。

もっとも、ここで存在が認められた黙示の合意は、純粋な契約解釈の問題ではなく、実質的には不正競争法理の考慮に基づくものである。つまり、不法行為法理に基づく Moral Rights 保護と明示の契約条項とを組み合わせることで黙示的合意が導き出されたものと評価される。

同様に、契約関係にある当事者間の紛争において、不法行為法理の考慮に基づいて契約上のデフォルトルールを形成し、（それとは逆の意思表示がない限り、）Moral Rights 保護を規律する明示の条項が存在しなくても、Moral Rights 保護が与えられるとした裁判例がある⁽⁴⁶⁾。例えば、*Packard v. Fox Film Corporation* は、不法行為法理に関する先例を引用し、契約関係にある当事者であっても、特別の許諾が無ければタイトル、氏名の盗用に当たる行為を行うことができないと判示した（狭義の氏名冒用禁止効）。また、*Meliodon v. School Dist. of Philadelphia* は、世評への影響が立証される範囲で、委任製作され、譲渡された著作物の改変を禁止できる旨判示した（氏名流用禁止効⁽⁵⁰⁾）。このような状況に鑑みると、契約法理に基づく Moral Rights 保護を正しくとらえるためには、その背後にある不法行為法理の考慮を理解する必要がある⁽⁵¹⁾。

また、契約法理に基づく Moral Rights 保護は、契約相手方に改変許諾などの

(45) *Id.* at 588.

(46) *See Comment, Protection of Artistic Integrity: Gilliam v. American Broadcasting Companies*, 90 HARV. L. REV. 473, 478-479 (1976).

(47) 202 N.Y.S. 164 (App. Div. 1923).

(48) Mark Twain, *infra* note 71.

(49) 195 A. 905 (Pa. 1938).

(50) もっとも、*Meliodon* では、世評への影響が立証できていないとして、原告の請求を棄却した。

(51) *See also* Edward J. Damich, *The Right of Personality: A Common-Law Basis for the Protection of the Moral Rights of Authors*, 23 GA. L. REV. 1, 69-70 (1988).

ライセンスを与えていたとしても一定の制限を課するという方法でもなされている。すなわち、上記のデフォルトルールが存在を前提に、契約上の許諾にもかかわらず、著作者が、過剰な改変から保護されうる。

この種の保護は、第一には、広範な契約文言を、その契約の及ぶ業界慣行等に照らして限定解釈し、該規定によっては許容されない改変の程度を判断するという方法によって行われる。そして第二に、著作者が誤った認識に基づく不当な評価を受けないという外在的な考慮から包括的なライセンスを制約するという方法で保護がなされる。

契約文言の解釈によって Moral Rights を保護した事例として、例えば、物語の映画化に関する *Curwood v. Affiliated Distributors, Inc.*⁽⁵²⁾ が挙げられる。この事例では、適法に映画化の許諾を受けた原作とは異なる原告作品からストーリーを盗用し、当該許諾がなされた原作から大きく逸脱した映画を創作し、実質的に、高い名声を有する原告の氏名及び原作品のタイトルを用いて新たな創作をした被告の行為が問題となった。裁判所は、契約上、被告に付与されていた「映画を“elaborate”する権利」について、「シナリオ、出来事、キャラクターを加えることができ、その一部を取り換えることもできるようになる一方、原作品のテーマ、思想及びその主要な出来事について適切な表現を残す義務を負う」⁽⁵³⁾ と解釈し、「“elaboration”とは、同一性が失われること（すなわち、そのタイトル及び著作者表示が全く異なる物語に付されること）を意味しない」⁽⁵⁴⁾ と述べた。その上で、裁判所は、契約違反に基づいて原告の差止請求を認容した（狭義の氏名冒用禁止効または氏名流用禁止効）⁽⁵⁵⁾。

他方、第二の保護方法について、先述した *Granz* の補足意見では、以下のよ

(52) 283 F. 219 (S.D.N.Y. 1922).

(53) *Id.* at 222.

(54) *Id.*

(55) See also e.g. *Edgar Rice Burroughs, Inc. v. Metro-Goldwyn-Mayer, Inc.*, 23 Cal. Rptr. 14 (Ct. App. 1962); *Edison v. Viva Intern., Ltd.*, 421 N.Y.S.2d 203 (App. Div. 1979).

(56) *Granz*, *supra* note 44.

うに、包括的な改変許諾は一定程度制約されるべきといった旨論じられている(氏名流用禁止効)。

問題となっている作品に著作権があってもなくても、又はアーティストとの契約が明確に合理的な変更の権限を与えていた(例えば、小説又は演劇に係る権利が映画に翻案されるために販売される場合)としても、原作品から実質的に逸脱している版の著作者として当該アーティスト名を表示することは不法行為となる。仮に、以上のような権限に基づいていたとしても、本件被告の行為は、⁽⁵⁷⁾ 法廷意見が述べたものと同じく、ある種の「不正競争」又は「**Passing off**」に該当する。

また、これと同様に、⁽⁵⁸⁾ *Autry v. Republic Productions, Inc.* では、法廷意見として、包括的な改変許諾を制約する旨判示した。この事案では、原告が、被告に対して、宣伝利用のために映画を切除、編集すること及びそれに原告の氏名を用いることを広く許諾していた。この権限について第九巡回区控訴裁判所は、本件契約によってあらゆる改変が許容されると判断した原判決に対し、著作者の世評という法益が過度に害されるのを防ぐことを目的として、「原作映画を骨抜きにし、原作品を実質的に異なるものにする改変までは許容されない」旨⁽⁵⁹⁾⁽⁶⁰⁾ 判示した。

以上を見ると、黙示的な義務、契約上のデフォルトルールを正確に理解すると同様に、改変許諾の制約による **Moral Rights** 保護を正確に理解するためにも、不法行為法理の文脈で築かれたルールを把握することが必要となる。したがって、次項では、不法行為法理に基づく **Moral Rights** 保護がどのようになされてきたかを、根拠として用いられた権利、法理ごとに整理する。

(57) *Id.* at 589 (Frank J. concurring opinion).

(58) 213 F.2d 667 (9th Cir. 1954).

(59) もっとも、結論として、本件改変は許容される範囲の改変であるとして原告の損害賠償請求を棄却した。

(60) *See also* *Stevens v. National Broadcasting Co.*, 76 Cal. Rptr. 106 (1969).

三 不法行為法理に基づく Moral Rights 保護

1. 著作権に基づく Moral Rights 保護

不法行為法理に基づく Moral Rights 保護において、広く一般的に採られている手段は、著作権（とりわけ改変に関して二次的著作物作成権⁽⁶¹⁾）に基づくものである⁽⁶²⁾。

理論上、著作者が著作権を有している場合、その著作物の無権限利用は、改変行為があっても、氏名を変更等しての利用であっても、当然に著作者の有する著作権を侵害することとなる。したがって、著作権の対象となる著作物については、(i)、(ii)、(iii) (b)、(iv)の権利（無名表示禁止効、無名変名維持効、氏名流用禁止効、非著作者表示禁止効）の保護が著作権に基づいて得られる。一方で、問題となる著作物がパブリックドメインとなってしまった場合、著作権の及ばない方法での利用がなされた場合⁽⁶³⁾には、著作権による Moral Rights 保護が得られない。ただし、著作権に基づく Moral Rights 保護事例においては、「著作権の及ばない方法での利用」が否かを判断するに際して、純粋な経済的利益だけでなく、著作者の世評への影響も考慮したものが存在すると指摘されている⁽⁶⁴⁾。

(61) 17 U.S.C. § 106(2).

(62) See Rigamonti, *supra* note 18 at 368-372.

(63) 具体的には、フェアユースなどの権利制限規定に該当する場合、アイデアやタイトルのみを利用する場合、法定利用行為に該当しない行為をもって Moral Rights 侵害行為を行う場合がそれにあたる。

(64) See Paul Goldstein, *Adaptation Rights and Moral Rights in the United Kingdom, the United States and the Federal Republic of Germany*, 14 INT'L REV. INDUS. PROP. & COPYRIGHT L. 43, 54 (1983); Deidre A. Keller, *Recognizing the Derivative Works Right as a Moral Right: A Case Comparison and Proposal*, 63 CASE W. RES. L. REV. 511 (2012); Christopher Buccafusco & David Fagundes, *The Moral Psychology of Copyright Infringement*, 100 MINN. L. REV. 2433, 2451-2456 (2016).

例えば、*Hill v. Whalen & Martell*⁽⁶⁵⁾は、有名な漫画に登場する“Mutt”“Jeff”というキャラクター及びそのセリフの言い回しをもじって、“Nutt”“Giff”というキャラクターを利用したドラマに対して、著作権侵害に基づく救済が認められた事例である（氏名流用禁止効）。しかし、被告は、確かにキャラクター名やセリフの言い回しの特徴こそ盗用しているものの、原告漫画のプロット、出来事、詳細な特徴、グラフィックイメージについてまでは盗用していない。このように、*Hill*においては、一般の著作権侵害事例で求められるよりも抽象的な要素の共通性をもって類似性が認定されている。*Goldstein*は、これについて、原告漫画を模したことが明白な被告ドラマが放送されることによって、原告が予期せぬ批判（例えば、被告に本件ドラマ放送の許諾を与えたと誤解されること）にさらされるおそれがあるという社会的評価に係る関心が⁽⁶⁶⁾、より直接的な経済的関心よりも重視されたためだと主張する。

また、*Goldstein*は、*National Geographic Soc. v. Classified Geographic, Inc.*⁽⁶⁷⁾を、消尽法理の適用判断において世評への影響が考慮された事例と位置付け⁽⁶⁸⁾る。⁽⁶⁹⁾*National Geographic*において裁判所は、複数の号の原告雑誌を購入し、それらを裁断し、記事のテーマごとに綴じなおして再販売した行為が著作権侵害に該当すると判断した。しかし、単に経済的関心の保護のみに依拠するのであれば、合法に入手した原告著作物の複製物の販売をしているだけであるため、著作権侵害行為である「出版（to publish）」にも「販売（to vend）」にも該当しない。⁽⁷⁰⁾それにもかかわらず、本件で被告が新たな出版を行ったと評価されたの

(65) 220 F. 359 (S.D.N.Y. 1914).

(66) See *Goldstein*, *supra* note 64 at 53-54.

(67) 27 F.Supp. 655 (D. Mass. 1939).

(68) 1976年法の下では、17 U.S.C. § 109(a) に基づく著作権制限法理であるが、判決当時は、列挙された著作権侵害行為のうち、「販売」に該当するのは第一配布のみであるという解釈問題の中で議論されていた。

(69) See *Goldstein*, *supra* note 64 at 54.

(70) 実際、原告の出版する漫画を複数購入し、それを単にセットに綴じなおして再販売したという *National Geographic* と部分的に問題状況を同じくする事案に

は、被告販売品の購入者が元の著作物の形式について誤解し、それによって著作者の販売態様に対する客観的認識が歪められうることが影響したからだと理解されている。

以上を敷衍すると、次のように表せる。すなわち、確かに「著作権」というパッケージによって広く Moral Rights 保護が行われているものの、単純な著作権事案とは異なり、それらが経済的関心のみに基づいて適用されているわけではない。むしろ、多かれ少なかれ、著作物の客観的認識やそれを通じて形成される著作者の世評という、より異質な価値判断に基づいて適用判断がなされた事例も存在する。ここで考慮される著作者の世評とは、後に見るように、他の Moral Rights 保護手段の根拠となる考慮要素と軌を同じくするものである。

2. 著作者の世評の保護

著作者の世評保護という関心に基づき、実質的に Moral Rights 保護を図った初期の事例として、*Clemens v. Belford, Clark & Co.*⁽⁷¹⁾ が挙げられる。原告は、Mark Twain の名で知られる著名な画家であった。被告は、(著作権登録のしていない) 原告の絵画を複数盗用し、タイトルを“*Sketched by Mark Twain, …*”と付け、また Mark Twain 名義で署名をした序文を書いて、画集として出版した。裁判所は、実際には創作していないもの(＝本件では序文)に対して、実名であれ変名であれ個人を特定する名前を付して出版すると、公衆を誤導することとなり、表示された名義の価値を不当に下げることとなると述べ、次のような判示をした。

名声を獲得した著作者も、著作者として公衆において地位を持たない著作者も、自身が創作したと称されているが実際には全く創作していないものの出版を差し止めることができる。つまり、創作していないものの著作

において、*Fawcett Publications, Inc. v. Elliot Pub. Co.*, 46 F.Supp. 717 (S.D.N.Y. 1942) は、消尽法理に基づいて著作権侵害を否定している。

(71) 14 F. 728 (N.D. Ill. 1883) called “the Mark Twain case” [hereinafter Mark Twain].

者として他人の名前を表示する権利は、誰も有しない。このルールは、変名でよく知られた著作者にも適用できる⁽⁷²⁾。

この判示によると、名義の価値という観点から、その氏名(及び有名な変名)の冒用が禁じられる(狭義の氏名冒用禁止効)⁽⁷³⁾。もっとも、*Mark Twain* においては、原告が本件序文については何ら請求をしていなかったこと、実際に原告が創作した絵画については上記ルールが当てはまらないことから、救済が否定された⁽⁷⁴⁾。

また、著作者の世評への影響を考慮した *Moral Rights* 保護においては、狭義の氏名冒用禁止効だけでなく、改変に対する禁止効(氏名流用禁止効)も認められている。*Drummond v. Altemus*⁽⁷⁵⁾ においては、原告による未出版の講義ノート、被告が無許諾で複製及び追加、削除その他の改変をして出版したことが問題となった。ここでは、「著作者が実際に創作していないものを彼の著作物として出版されることを防ぎ、付随的に、公衆が騙されることも防ぐことができる権利⁽⁷⁶⁾」を認め、本件被告による改変物の出版行為を差し止めた。

しかしながら、以上に述べたような世評保護を直接的な根拠とする救済は、19世紀及び20世紀初頭にしか見られない。著作者の客観的認識、世評への影響という考慮を含んだ法理(例えば、名誉権やプライバシー権、不正競争法理)が徐々に発展していき、あえて不明確な法理による必要がなくなったからだと考えられる。

以下では、著作者の世評保護という趣旨を受け継いだと考えられる名誉権、

(72) *Id.* at 731.

(73) *Cited in Packard, supra* note 47.

(74) 類似のルールによって実際に *Moral Rights* を保護した例として、*Estes v. Williams*, 21 F. 189 (S.D.N.Y. 1884) (「著作者は、著作物を自身のものとして市場におく排他的権利を有する。誰しも、他人の手による著作物を彼のものと表示する権利を持たない。…このことによって、著作物の社会的評価を正当に享受させる (at 190)」)がある。

(75) 60 F. 338 (E.D. Pa. 1894).

(76) *Id.* at 339.

プライバシー権、不正競争法理に基づく Moral Rights 保護を順に整理する。かかる分析では、より具体的な法理であるために、Moral Rights の射程と限界をより明確に理解することができる。

3. 名誉権に基づく Moral Rights 保護

名誉権とは、人格権の一つであり、虚偽の文書又は口述によって客観的名誉を毀損する場合に侵害される。ここでいう「客観的名誉の毀損」とは、主観的名誉である「名誉感情の侵害」とは区別される概念であって、およそ例外的でない公衆から、誤った評価を受けていることを必要とする。

後述の通り、名誉権に基づく Moral Rights 保護では、一定の要件のもと、狭義の氏名冒用禁止効および氏名流用禁止効⁽⁷⁷⁾が得られる。この種の保護を享受するためは、単に原告著作物が改変されたという事実を指摘するのみでは足りないが、最終的に客観的名誉が毀損されたという結果が認定される限り、いかなる因果でその結果が発生したかまでは立証する必要がない⁽⁷⁸⁾。したがって、後述するように *Sullivan* と続く判例群によって立証が難しくなるまでは、比較的容易かつ明確に Moral Rights の保護を実現する法理であったと考えられる。

名誉権に基づく Moral Rights 保護事例のうち、早期のものとして、*D'Altomonte v. New York Herald Co.*⁽⁸⁰⁾ が存在する。裁判所は、被告が創作した新聞記事を原告によるものとして公表したことに対し、その結果として原告の名声が大いに損なわれた事実を認定して、名誉権に基づく救済を与えた（狭義の氏

(77) なお、ある時期までは、名誉権に基づく訴えに対しては金銭賠償しか請求できなかった（*See e.g. Kuhn v. Warner Bros. Pictures*, 29 F.Supp. 800, 801 (S.D.N.Y. 1939)）。しかし、後に覆され、現在では、名誉権に基づく Moral Rights 侵害に対して差止めの救済を得ることができる（*See e.g. Koussevitzky v. Allen, Towne & Heath*, 69 N.Y.S.2d 432, 433 (App. Div. 1947); *Shostakovich v. Twentieth Century Fox Film Corp.*, 80 N.Y.S.2d 575 (Sup.Ct. 1948)）。

(78) *See Edison v. Viva Intern., Ltd.*, 421 N.Y.S.2d 203 (App. Div. 1979)。

(79) *See Carroll v. Paramount Pictures*, 3 F.R.D. 95 (S.D.N.Y. 1942)。

(80) 139 N.Y.S. 200 (App. Div. 1913) *aff'd* 102 N.E. 1101 (N.Y. 1913)。

名冒用禁止効)。*Ben-Oliel v. Press Pub. Co.*⁽⁸¹⁾ もまた同様に、原告を著者と偽って表示した新聞記事に多くの誤りがあったことに対し、原告の職能に疑いがもたれるという結果を惹起しうるとして、訴え却下の申立て (motion to dismiss) を認めた原判決を破棄差戻した。

これらの事例は、氏名冒用に対して Moral Rights 保護を与えたものであるが、改変に対する Moral Rights 事例としては、*Clevenger v. Baker Voorhis & Co.*⁽⁸²⁾ がリーディングケースである。原告は名声のある法律家で、“Clevenger’s Annual Practice of New York”の著者であった。被告は、当該雑誌の改訂版を出版したが、その編集者として、編集作業に一切携わっていないはずの原告氏名のみを表示していた。出版後、当該改訂版に、200を超える誤りが発見されたため、原告が名誉権侵害に基づく損害賠償請求をした。裁判所は、*Ben-Oliel*などを引用し、当該雑誌におけるミスが原告によるものと誤って理解されうことは、名誉権侵害の請求原因足りうと判断し、訴え却下の申立てを認めた原判決を破棄差戻した (氏名流用禁止効)。

以上に見たように、名誉権に基づく Moral Rights 保護は、虚偽の表現によって原告の能力が不当に低く見積もられるという不利益を防ぐものと理解できる。これは、先にみた著作者の世評を保護するものと趣旨を同じくする。

しかし、名誉権法理は、20世紀半ばからその立証ハードルを上げることとなる。その発端として、*New York Times Co. v. Sullivan*⁽⁸³⁾において連邦最高裁は、表現の自由という観点から、「公人」が名誉権に基づく救済を受けるために過重的な要件を求めた。つまり、原告は、当該名誉毀損行為が「現実の悪意」をもってなされた (すなわち、偽りであると知りながら、又は偽りであるか否かを無謀に無視している) ことを立証しなければならないと判断したのである。さらに、連邦最高裁は、*Times, Inc. v. Hill*⁽⁸⁴⁾において、「公人」にはニュース価値のあ

(81) 167 N.E. 432 (N.Y. 1929).

(82) 168 N.E.2d 643 (N.Y. 1960).

(83) 376 U.S. 254 (1964).

(84) 385 U.S. 374 (1967). なお、この事案はプライバシー権に関する事案であるが、

るカテゴリに入った私人も含むと判断した。名誉権に基づく Moral Rights 事例においては、*Hotchner v. Castillo-Puche* ⁽⁸⁵⁾ が、前記 *Hill* を引用し、「ラジオやテレビで宣伝を行うような著作者は公人とみなされる」と判示し、⁽⁸⁶⁾ 「現実の悪意」を立証していない原告は名誉権に基づく救済が受けられない旨判断した。

そもそも、事前に一定程度の名声を得ていないと、客観的名誉の低下という結果の立証が難しく、名誉権に基づく救済を受けるのが困難である。他方、*Hotchner* の基準によれば、「ラジオやテレビで宣伝を行う」ほど有名になってしまった著作者は更なる立証負担が課されることとなる。したがって、米国の学説上、「名誉毀損の訴訟において、Moral Rights の救済を求められる著作者が公人に分類されないということはほとんど考えられない」⁽⁸⁷⁾ と指摘される通り、名誉権に基づく Moral Rights 保護を享受するためにはほぼ必然的に「現実の悪意」⁽⁸⁸⁾ の立証が必要となるのである。それゆえに、現在、名誉権に基づく Moral Rights 保護は、理論上不可能ではないが、相当程度、実現困難となっている。⁽⁸⁹⁾

4. プライバシー権に基づく Moral Rights 保護

プライバシー権も、名誉権と同様、人間の尊厳と結びつく人格権の一種である。⁽⁹⁰⁾ この権利は、古くは、有名人の私生活の暴露に対抗するため、名誉権を補

「公人」に対する本判決の解釈は名誉権に関する事案にも同様に適用されると理解されている。

(85) 404 F.Supp. 1041 (S.D.N.Y. 1975).

(86) *Id.* at 1050-1051.

(87) Sidney A. Diamond, *Legal Protection for the Moral Rights of Authors and Other Creators*, 68 TRADEMARK REP. 244, 265 (1978).

(88) もっとも、*Gertz v. Robert Welch*, 418 U.S. 323 (1974) においては、有名な私的個人については「無謀性」は必要なく、「過失」の立証で足りると判断されており、公務員などの公的人物よりも、幾分か「現実の悪意」の立証ハードルが下げられている。

(89) See also ROBERTA ROSENTHAL KWALL, *THE SOUL OF CREATIVITY: FORGING A MORAL RIGHTS LAW FOR THE UNITED STATES*, 33 (2010).

(90) See e.g. Leon Green, *The Right of Privacy*, 27 ILL. L. REV. 237 (1932); Charles

完するものとして、「放っておいてもらう権利 (the right to be let alone)」として提案⁽⁹¹⁾され、州の立法や判例によって発展してきた。特にその先駆けとなったのは、1903年のニューヨーク州法によるプライバシー権の制定である。この法律にしたがって、Moral Rights に関する判例が数多く展開されているため、その一部を以下に記載する。⁽⁹³⁾

この州において、書面による事前の同意を得ることなく、自らの氏名、肖像、描写物、声が広告又は営業の目的で使用される者は、その使用を防ぎ、又は制限するために、地方裁判所にエクイティ訴訟を提起することができる。さらに、その使用によってもたらされる侵害に対して、損害賠償を請求することができ、被告がその氏名、肖像、描写物、声の使用が前条によって禁止されている又は非合法となると知っていたならば、陪審は、裁量的に、懲罰的損害賠償を課すこともできる。⁽⁹⁴⁾...

同条を適用して Moral Rights 保護を図った事例としては、例えば、*Eliot v. Jones*⁽⁹⁵⁾がある。原告は、“The Harvard Classics”の編者であり、当該書籍に対す

Fried, *Privacy*, 77 YALE L.J. 475 (1968).

- (91) Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193 (1890). 邦訳として、外間寛訳「プライバシーの権利」戒能通孝＝伊藤正己編『プライバシー研究』1頁（日本評論新社、1962）参照。
- (92) もっとも、プライバシー権に基づく Moral Rights 保護は、各州の立法、判例に依存するのであって、州によっては十分にこれを享受できないものもある。そのため、著作権局は、Moral Rights 保護の文脈において、連邦による最低限度の統一法の立法を提案している（See UNITED STATES COPYRIGHT OFFICE, AUTHORS, ATTRIBUTION, AND INTEGRITY: EXAMINING MORAL RIGHTS IN THE UNITED STATES, 117-119 (April 2019) available in <https://www.copyright.gov/policy/moralrights/full-report.pdf> (2020/9/30)）。
- (93) なお、このニューヨーク州法の合憲性を認めた判決として、See *Rhodes v. Sperry & Hutchinson Co.*, 85 N.E. 1097 (N.Y. 1908) *aff'd* 220 U.S. 502 (1911)。
- (94) New York Consolidated Laws, Civil Rights Law § 51. なお、1903年の制定法（Laws 1903 c. 132, § 2）は、条文上、「声」に対してプライバシー権を認めていなかった。
- (95) 120 N.Y.S. 989 (Sup.Ct. 1910)。

る“Dr. Eliot’s Five-Foot Shelf of Books”という宣伝でその名を知られていた。一方、被告は、原告が編集に参加していないにもかかわらず、上記の宣伝文句と類似した“Dr. Eliot’s Five-Foot Shelf of the World’s Greatest Books”という書籍を出版した。このような事実関係のもと、裁判所は、被告の書籍は無権限で原告の氏名を騙って商業をするものであり、原告の名声⁽⁹⁶⁾が傷つけられるとの原告の主張を容れ、出版の差止請求を認容した（狭義の氏名冒用禁止効⁽⁹⁶⁾）。

また、*Neyland v. Home Pattern Co., Inc.*⁽⁹⁷⁾ は、やや特殊な事案であるが、プライバシー権に基づいて著作物の改変に対する Moral Rights を保護している。すなわち、原告との間で絵画の出版ライセンス契約を結んでいた被告が、当該契約を超えて、原告絵画を枕、ソファにも使用し、原告の氏名をその商品名に付して販売した事案において、裁判所は、本件販売品においては原告の絵画が不鮮明となり、質が低下した状態で提供されていると認定し、プライバシー権に基づく救済を認めている（氏名流用禁止効⁽⁹⁸⁾）。

上記のニューヨーク州法やそれを適用した Moral Rights 事例を見ると、これらは単に有名人の私生活の暴露防止というプライバシー権の当初の目的からは十分に説明されない。すなわち、条文上、有名であることは要件ではなく、実際に *Neyland* は原告の名声の有無を認定していない。さらに、いずれの事案においても、私生活、私的事実の暴露といった性質を有するものではない。実際、民法学説上、プライバシー権は時の経過とともに拡張していると論じられ、代表的な論者によれば、それらは①私的領域への侵入、②私的事実の公への暴露、③真実でない陳述の公表によって公衆に誤解を与えること、④氏名や肖像等を営利的に利用することの4類型に整理されるという⁽⁹⁹⁾。ここまで見てきたプライバシー権に基づく Moral Rights 保護事例は、特に③の類型に対応するものとい

(96) なお、名誉権に基づく Moral Rights 事例でも記述した *D’Altomonte* も同様に、プライバシー権に基づく狭義の氏名冒用禁止効を認めている。

(97) 65 F.2d 363 (2d Cir. 1933).

(98) See also *Big Seven Music Corp. v. Lennon*, 409 F.Supp. 122 (S.D.N.Y. 1976).

(99) William L. Prosser, *Privacy*, 48 CALIF. L. REV. 383 (1960).

えよう。これは、既に論じた名誉権によって保護される Moral Rights の同一線上にある権利であり、かつ、後述する不正競争法理の主たる関心と一致する⁽¹⁰⁰⁾。したがって、名誉権、プライバシー権、不正競争法理に基づく Moral Rights 保護は、いずれも著作者の客観的認識、世評という観点において、同一又は類似の法益を保護するものと理解することができるのである。

もっとも、プライバシー権に基づく Moral Rights 保護にも重要な制限があることには留意しておかなければならない。すなわち、プライバシー権は、ニュースや報道的事件の普及のように、公衆が正当に関心をよせる人の生活の出来事について論ずることに対しては生じない⁽¹⁰¹⁾。例えば、*Koussevitzky v. Allen, Towne & Heath*⁽¹⁰²⁾ は、原告の伝記においてところどころ誤りが存在していた事案であるが、裁判所は、原告が高名な指揮者であり、公衆の関心の対象であることを根拠に、プライバシー権に基づく救済を否定した。したがって、名誉権に基づく Moral Rights 保護において「現実の悪意」の立証が求められるのと同様、一定程度有名になってしまった著作者は、プライバシー権によっても Moral Rights 保護を享受することが困難又は不可能になる。

以上を見ると、プライバシー権に基づく Moral Rights 保護は、事前の名声がなくとも立証が容易な点において、名誉権に基づく Moral Rights 保護よりは享受しやすいが、その反面、大きな制約を抱えている。その上、後の整理からも明らかなように、不正競争法理や Lanham 法 43 条 (a) の適用拡大により、プライバシー権の保護範囲の大部分がそれらに内包されるようになった。そのため、現在、プライバシー権は、著作者の Moral Rights を保護するに際して、あまり独自の意義を有していないものと評価できる⁽¹⁰³⁾。

(100) See *infra* text accompanying note 104, 113.

(101) *Melvin v. Reid*, 297 P. 91 (Cal. 1931); RESTATEMENT (2d) OF TORTS § 652D (1977); see also Warren & Brandeis, *supra* note 91 at 214 (外間・前掲注 (91) 33-36 頁).

(102) 68 N.Y.S.2d 779 (Sup.Ct. 1947) *aff'd* 69 N.Y.S.2d 432 (App. Div. 1947).

(103) See *Damich*, *supra* note 51 at 56-57.

5. 不正競争法理に基づく Moral Rights 保護

一般論として、不正競争というコモンロー上の不法行為は、「種を蒔かなかつたところから収穫してはならない」というエクイティ上の原則を基礎とする⁽¹⁰⁴⁾。この原則から導かれる不正競争の準則は複数存在するが、Moral Rights 保護は、特に、虚偽表示による欺罔的取引の規制によって実現される。

欺罔的取引とは、一般に、自己の商品、役務に関して、需要者を欺罔または誤導するおそれのある表示を付し、他者の営業上の利益を侵害することを言う⁽¹⁰⁵⁾。ここでいう営業上の利益侵害は、取引の奪取や実際の損害だけでなく、著作者の世評への影響によっても生じうる。そして、後者（＝著作者の世評）に係る利益侵害が特に問題となるのは、著作物に関する著作者氏名の虚偽表示の場合であると論じられる⁽¹⁰⁶⁾。つまり、著作者としての将来の営業状況は、当該著作者の過去の仕事として認められている著作物の内容、質に強く依存するものである。したがって、著作者に正当に帰属すべき客観的認識の同一性を保つという関心が、殊更に求められるのである。後述するように、このような関心にしたがって、狭義の氏名冒用禁止効、自己の作品の同一性を保ち、実質的に改変された作品と関連付けられることによって誤った評価を受けることを防ぐ氏名流用禁止効、及び、著作者としての信用の蓄積を担保し、かつ、その不当な奪取を防ぐ非著作者表示禁止効に係る Moral Rights（それぞれ (iii) (a) の権利、(iii) (b) の権利、(iv) の権利）が保護される。

(104) *International News Service v. Associated Press*, 248 U.S. 215, 239 (1918); *see also* Flore Krigsman, *Section 43(a) of the Lanham Act as a Defender of Artists' Moral Rights*, 73 TRADEMARK REP. 251, 262 (1983).

(105) RESTATEMENT (3d) OF UNFAIR COMPETITION § 2 (1995). 邦訳として、茶園成樹＝小泉直樹「アメリカ不正競争法リステイトメント試訳(1)」民商111巻3号493頁、503-510頁(1994)参照。

(106) *See id.* § 3. 邦訳として、茶園＝小泉・前掲注(105) 512頁参照。

(107) *See id.* § 4, § 5, § 24. 邦訳として、茶園＝小泉・前掲注(105) 515頁、517-518頁、茶園成樹＝小泉直樹「アメリカ不正競争法リステイトメント試訳(3)」民商111巻6号996頁、1019頁(1995)参照。

その典型的な事例として、*Prouty v. National Broadcasting Co.*⁽¹⁰⁸⁾が挙げられる。そこでは、原告作品のキャラクターを使用した被告による即興劇の放送が問題となり、次のような判示がなされた（狭義の氏名冒用禁止効または氏名流用禁止効）。

本件放送において原告の許諾なしにプロット、小説の主要キャラクターを盗用したこと、及び原告作品からの利用が著作物及び著作者の名声を害し、これが公衆を誤導するような利用であることが示されれば、「不正競争」として知られる分野で発展したエクイティ上の原則を適用することで、原告に救済が与えられる。⁽¹⁰⁹⁾

他にも、例えば、契約法理の文脈で触れたように、*Granz*はその判示において、短縮されたレコードの販売に原告の名前を付すことは不正競争に該当すると論じた（氏名流用禁止効⁽¹¹⁰⁾）。また、著作権による *Moral Rights* 保護の事例としても見た *National Geographic*⁽¹¹¹⁾は、雑誌のタイトルに原告のものをを用いることで、原告が被告の販売態様を承認していると誤解され、原告の世評に影響するとして不正競争法理に基づく救済も認めている（狭義の氏名冒用禁止効および氏名流用禁止効）。これらの事例はまさに、原告が著作物を通じて得られる著作者としての客観的認識が、被告による不正利用及び不实表示に基づく公衆の誤導によって歪められることを防いだものである⁽¹¹²⁾。この種の世評保護は、著作権に基づく *Moral Rights* 保護からプライバシー権に基づく *Moral Rights* 保護事例で整理したいずれの事例にも同様にみられる特徴である。すなわち、不正競争法理に基づく救済は、その他の法理に基づく *Moral Rights* 保護と大部分を共有しており、かつ、広範囲をカバーするものである。⁽¹¹³⁾

(108) 26 F.Supp. 265 (D. Mass. 1939).

(109) *Id.* at 266.

(110) *See supra* text accompanying note 44.

(111) 27 F.Supp. 655 (D. Mass. 1939).

(112) *See also* *Bonner v. Westbound Records, Inc.*, 364 N.E.2d 570 (Ill. App. Ct. 1st Dist. 1977).

(113) *See* Martin A. Roeder, *Doctrine of Moral Right: A Study in the Law of Artists*,

不正競争法理に基づく Moral Rights 保護は、さらに、名誉権やプライバシー権ではカバーしきれなかった領域に対しても保護を与えることがある。⁽¹¹⁴⁾
Bajpayee v. Rothermich は、原告の（著作権のない）著作物が、被告自身によるものとして公表されたことに関する事案である。原判決は、被告勝訴のサマリージャッジメントによって不正競争法理に基づく救済を否定したが、本判決は、当該行為に一応の不法行為性（*prima facie tort*）を認めた。すなわち、他者の著作物を自身の著作物として主張することが不正競争法理に基づく不法行為となりうることを明らかにしたのである（非著作表示禁止効）。

保護される権利の種類だけでなく、権利の客体についても、不正競争法理は他の手段よりも広い射程を有する。すなわち、著作権に基づく Moral Rights 保護では、少なくとも建前として、著作物の利用がなされていることが前提となっていた。名誉権やプライバシー権に基づく Moral Rights 保護においては、被告による行為が原告の氏名など本人を特定する表示が必要とされる。一方、不正競争法理に基づく Moral Rights 保護においては、一般に著作物の客体とならないキャラクターであり、明示的な著作表示が欠けていても、キャラクター自身に識別力がありさえすれば、保護の対象となりうる。

⁽¹¹⁵⁾
Fisher v. Star Co. においては、原告による著名な漫画中のキャラクター名をタイトルに含め、かつ、そのキャラクターを模したものを利用した漫画の連載が問題となった。なお、被告の漫画において、原告の氏名はどこにも表示されていなかった。裁判所は、それまで保護される表示の対象として理解されてきた氏名ではなく、著作者の創作したキャラクター名であっても、識別力を獲得していれば不正競争法理に基づく保護の対象となりうる旨判示した。つまり、識別力を獲得したキャラクター名は、不正競争法理の上では、原告の氏名と同等の地位（＝出所表示の一形態）を有することが認められた。*Fisher* は、これまで見てきた Moral Rights の分類上は、狭義の氏名冒用禁止効に関する事例と

Authors and Creators, 53 HARV. L. REV. 554, 567-568 (1940).

(114) 372 N.E.2d 817 (Ohio Ct. App. 1977).

(115) 132 N.E. 133 (N.Y. 1921).

位置付けられるが、実質的には、客体面において Right of Integrity の射程を拡張したものと評価できる⁽¹¹⁶⁾。

以上のように、不正競争法理によれば、かなり広範な Moral Rights 保護が与えられることがわかる。しかし、連邦商標法上の出所混同惹起表示等を規制する規定が積極的に適用されるようになるにつれて、Moral Rights 事例の多くは、第一次的に、Lanham 法 43 条 (a) によって救済が求められるようになった。

6. Lanham 法 43 条 (a) に基づく Moral Rights 保護

Lanham 法は、州際通商条項⁽¹¹⁷⁾に基づいて制定された、商標の使用、不正競争行為などを規律する連邦商標法である。その 43 条 (a)⁽¹¹⁸⁾は、次のように、商標登録を受けていない表示について、出所等の誤認混同表示、品質等の不正表示を規制するものである⁽¹¹⁹⁾。

Lanham 法 43 条 (a) (1)

何人も、取引において商品若しくはサービス又は商品の容器に付して若しくはそれに関連して語、用語、名称、記号、図形若しくはそれらの結合、又は虚偽の出所表記、事実についての虚偽の若しくは誤認を生じさせる記述、又は事実についての虚偽の若しくは誤認を生じさせる表示を使用し、それが、

(A) 当該人と他人との関連、関係若しくは連合について、又は当該人の商品、サービス若しくは商業活動に関する出所、若しくは他人による後援若しくは承認について、混同を生じさせ、又は誤認を生じさせ、又は欺瞞する虞があるとき、又は

(116) See also Warner Bros. Pictures v. Columbia Broadcasting System, 216 F.2d 945 (9th Cir. 1954).

(117) U.S. Const. Art.1, § 8.

(118) 15 U.S.C. § 1125(a).

(119) 条文和訳は、特許庁ウェブサイト記載の邦訳を参考に、一部訳語を変更して記述した (<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/usa-shouhyou.pdf>、最終閲覧：2020 年 9 月 30 日)。

(B) 商業広告若しくは販売促進において、当該人若しくは他人の商品、サービス又は商業活動の性質、特徴、品質又は原産地を不実表示しているときは、

当該人は、当該行為によって被害を受けており又は受ける虞がある⁽¹²⁰⁾と考える者による民事訴訟において責めを負うものとする。

なお、以下の整理からも明らかになるように、この規定に基づく Moral Rights 保護は、前項で見た不正競争法理に基づく Moral Rights 保護と、その趣旨や保護の内容において同種のも⁽¹²¹⁾と理解されている。

A) . Lanham 法に基づく Moral Rights 保護の勃興と発展

Gilliam v. American Broadcasting Companies, Inc.⁽¹²²⁾ は、Lanham 法に基づいて Right of Integrity を保護した最初の事例として知られている。それまで、著作権法に基づくものを除いて、連邦法上の制定法によって Moral Rights 保護を図ったものが存在しなかったため、大きな注目を集め、他の管轄にも影響を及

(120) なお、この規定は、1988年に改正されたものであり、1946年制定時の規定は以下の通りである。もっとも、判例上、この法改正によって Lanham 法43条 (a) に基づく Moral Rights が変化したということは認められない。

何人も、取引において商品若しくはサービス又は商品の容器に添付、適用、付加、若しくはそれに関連して虚偽の出所表示、虚偽の記述、あるいは虚偽の表示（商品又はサービスを誤って記述し又は表示しやすい言語又はその他シンボルを含む）を使用し、これらの表示等が虚偽であることを知って、当該商品又はサービスを業として運搬または使用し、あるいは運送人に引き渡して運搬または使用させる者は、原産地として虚偽の表示がなされた地域もしくは当該地域が属する地方で事業を行っている者、又はかかる虚偽の記述または虚偽表示の使用によって被害を受けており又は受ける虞がある⁽¹²⁰⁾と考える者による民事訴訟において責めを負うものとする。

(121) See e.g. *Gilliam v. American Broadcasting Companies, Inc.*, 538 F.2d 14, 24 (2d Cir. 1976); *Smith v. Montoro*, 648 F.2d 602, 608 (9th Cir. 1981); *Weber v. Geffen Records, Inc.*, 63 F.Supp.2d 458, 462-464 (S.D.N.Y. 1999); *Hughes*, *supra* note 36 at 670.

(122) 538 F.2d 14 (2d Cir. 1976).

⁽¹²³⁾ ばし、Moral Rights 保護において Lanham 法 43 条 (a) が主要な手段として理解されるのに大きな役割を果たした。すなわち、*Gilliam* は、米国における Moral Rights 保護を語るうえで、最も重要な判決の一つと位置付けられる。したがって、以下、やや詳しくこれについて述べる。

原告は、Monty Python として知られる英国の作家兼実演家であり、訴外 British Broadcasting Corporation（以下、「BBC」とする）によって制作され、1969 年からテレビ放送されていた“Monty Python’s Flying Circus”というコメディ番組（以下、「本件番組」とする）の台本を作成していた。原告と BBC との契約において、BBC は、当該番組の最終的な編集権限を有していたものの、台本に関する著作権は原告が有しており、BBC が事前に原告に相談することなくできる変更は「些細な変更」に限られていた。

被告である American Broadcasting Companies, Inc. は、1975 年春に、原告に対して、本件番組を放送する許諾を求めたが、原告は、本件番組の構成がバラバラになることを嫌がり、その申し出を断っていた。その後、同年 7 月、被告は、米国での放映権を BBC から包括的に譲り受けた訴外 Time-Life と契約を結び、本件番組（30 分）3 回分で構成された 90 分の特別番組を 2 つ放送することの許諾を得た。なお、当時、本件番組は、米国内では放送されていなかった。

被告は、第一回放送（1975 年 10 月 3 日）において、90 分の特別番組のうち 24 分をコマーシャルに割り当て、かつ、本件番組に含まれる攻撃的もしくは卑猥な内容をカットする目的で、オリジナルの本件番組に編集（以下、「本件編集」とする）を加えていた。⁽¹²⁴⁾ これを知った原告は、1975 年 12 月上旬、著作権侵害及び Lanham 法 43 条 (a) 侵害に基づいて、同月 26 日に予定されていた第二回放送の中止を求めて暫定的差止請求訴訟を提起した。原判決がこれを棄却したため、原告は、本件編集のなされた本件番組の将来的な放送に対する暫定的差

(123) See e.g. *Smith v. Montoro*, 648 F.2d 602 (9th Cir. 1981); *Batiste v. Island Records, Inc.*, 179 F.3d 217 (5th Cir. 1999).

(124) 裁判所の事実認定によれば、本件編集によって文脈が一部失われてしまったため、滑稽なフレーズや寸劇が意味不明なものへと改変されてしまったという。

止を求めて上訴した。

第二巡回区控訴裁判所は、まず著作権の帰属に関して、BBCによって制作された本件番組は原告の台本の二次的著作物であるため、番組に関する著作権をBBCが持っていたとしても、その利用は原告によって許諾された範囲に限定されると判示した。その上で、BBCは本件編集のような権限を付与されていないこと、権限のない者によるサブライセンスは無効であること、本件編集はテレビ業界の慣行と必ずしも一致せず、合理的で不可避免的な編集ではないことを述べ、本件編集が施された本件番組の放送は著作権侵害であると判断した。

さらに重要なことに、裁判所は以下のようにも述べて、創作インセンティブを増進させるためには、著作権法とは別個に改変から保護される必要があることを説く。

米国著作権法は **Moral Rights** を承認しておらず、そうした侵害に対する請求原因を規定していない。もっとも、米国著作権法の根拠として働く、創作に対する経済的インセンティブ理論によっても、著作物の切除や、著作者の金銭的拠り所たる公衆に対しての虚偽表示について、何らの救済を求めることができないということはない。裁判所は長らく、契約法理や不正競争法理のような著作権法以外の理論に基づいて、著作物の虚偽表示に対する救済を与えてきた。これらの判決は、これを創作に対する財産権として表現しているが、同時に、歪められた形式で公衆に著作物を提示されないという著作者の人格権 (**author's personal right**) を正当化するものでもある。⁽¹²⁵⁾

その上で、原告の氏名表示を付したまま歪められた原告著作物を公衆に提供することによって公衆に誤った印象をもたらした本件被告の行為は、**Lanham** 法 43 条 (a) (1) (A) の侵害にあたると判示し、原告の請求を認容した（氏名流用禁止効）。

(125) 538 F.2d. at 24 (omitted references). なお、この一節では、不正競争法理に基づく **Moral Rights** 保護を認めた *Prouty* や、それを考慮して契約上の保護を認めた *Granz* が引用されている。

本項の冒頭にも述べた通り、*Gilliam*を嚆矢として、*Lanham*法43条(a)に基づく *Moral Rights* 保護が幅広く行われるようになった。すなわち、後の裁判例の蓄積により、与えられた氏名表示が虚偽と評価されるほどに著作物の改変がなされていること、それに接する需要者に対して真正著作物であるとの誤認、混同を生じさせるおそれが存在することが立証されれば、著作権の有無にかかわらず、保護を享受できるという法理へと進展を遂げたのである。⁽¹²⁶⁾⁽¹²⁷⁾

例えば、原告適格について、*Follet v. Arbor House Publishing Company* ⁽¹²⁸⁾ は、著作権を有するか否かが疑わしい者についても、*Lanham*法43条(a)に基づく *Moral Rights* 保護が受けられると判断した。原告は、編集者として関与したが、せいぜい共同著作者と認められる程度の貢献しかしていない被告著作物について、「主要な著作者」として氏名が表示されたため、差止めの請求をした。裁判所は、著作者性が問題なのではなく、本件表示が虚偽か否かという点が問題であると述べ、「本件原告による原稿の編集行為に著作権が発生するか否かということとは、*Lanham* 法の適用に影響を与えない」⁽¹²⁹⁾として、原告の請求を認容した。非著作者表示禁止効を及ぼした事例として後述する *Smith v. Montoro* ⁽¹³⁰⁾ においても同様に、「*Lanham* 法43条(a)に基づく訴訟を提起する適格に関して決定的な問題は、その当事者が『虚偽表示から保護されることに合理的な関心』を有することである」⁽¹³¹⁾として、現に著作権などの経済的関心を有するか、原告が被告の競業者であるかなどといった事情について判断することなく、*Moral Rights* 保護を与えた。

(126) See Thomas F. Cotter, *Pragmatism, Economics, and the Droit Moral*, 76 N.C.L. REV. 1, 18 (1997).

(127) したがって、理論上、優れた作品に原告の名が付されたり、質を向上させる改変がなされたりした場合であっても、*Lanham*法43条(a)に基づく *Moral Rights* 保護を享受する。

(128) 497 F.Supp. 304 (S.D.N.Y. 1980).

(129) *Id.* at 311.

(130) 648 F.2d 602 (9th Cir. 1981).

(131) *Id.* at 608.

一方、Lanham 法は、あらゆる改変から著作権を保護するといったものではない。⁽¹³²⁾*Choe v. Fordham University School of Law* は、Lanham 法に基づいて著作物の改変から保護されるために求められる改変の程度について、一定のハードルを設けた事例である。原告は、被告の出版するローレビューに判例評釈を投稿し、その校正段階で複数の修正をしたが、最終的な出版物には当該修正が反映されていなかった。裁判所は、「問題は、出版された評釈が、Choe〔筆者注：原告〕が著作権者ではないと言えるほどに原著作物から実質的に異なっているか否かである⁽¹³³⁾」と述べ、Lanham 法適用の可否を判断した。そして結論として、「原告は、筆者の議論を理解できなくなるほど読者が混乱させられていることを立証できていない⁽¹³⁴⁾」と述べ、原告の請求を棄却した。この事例からは、Lanham 法に基づく Moral Rights 保護を受けるためには、少なくとも質的に些細な改変では足りず、「実質的に異なっていること」が必要であることがわかる。

また、Lanham 法 43 条 (a) に基づく Moral Rights 保護を受けるためには、出所の虚偽表示と認められることに加えて、混同のおそれが生じることが重要な要件となる。例えば、*Batiste v. Island Records, Inc.*⁽¹³⁵⁾ は、原告楽曲をデジタルサンプリングした被告楽曲に対し、原告らの氏名が付されていなかった事案において、混同のおそれという真正な事実上の争点の存在が立証されていないとして、原判決のした被告勝訴のサマリージャッジメントを是認した。⁽¹³⁶⁾*Weber v. Geffen Records, Inc.*⁽¹³⁷⁾ もまた、混同のおそれの立証が欠けているとして原告の請求を退けた事例である。そこでは、著作権法と Lanham 法との役割分担という考慮に基づき、「著作権を基礎とする主張にも Lanham 法を適用するためには、被侵害者〔筆者注：原告〕は、…著作権法に定められた権利の主張よりも多くを

(132) 920 F.Supp. 44 (S.D.N.Y. 1995).

(133) *Id.* at 48 (citing *Gilliam*).

(134) *Id.*

(135) 179 F.3d 217 (5th Cir. 1999).

(136) *See also* *Lipton v. Nature Company*, 71 F.3d 464 (2d Cir. 1995).

(137) 63 F.Supp.2d 458 (S.D.N.Y. 1999).

示さなければならない⁽¹³⁸⁾」と論じられている。

ここまで、Lanham 法 43 条 (a) に基づく Moral Rights 保護について、主に狭義の氏名冒用禁止効や氏名流用禁止効に係る裁判例から要件の整理をしてきた。しかし、Lanham 法に基づく Moral Rights 保護の射程はそれにとどまらない。つまり、Lanham 法は、本来の著作者の氏名を取り外し、その他の者の氏名を付す行為に対しても、同一の要件の下で Moral Rights 保護を与えている（非著作者表示禁止効）。*Smith v. Montoro*⁽¹³⁹⁾ は、そのリーディングケースである。

米国においては、「ある製造者が、彼自身の商品又は役務について、他の誰かによるものとして誤った出所表示をすること」を“passing off”と呼び、「ある製造者が、他の誰かの商品又は役務について、出所表示を差し替え、又は切除すること」を“reverse passing off”と呼ぶ。Moral Rights の文脈では、前者が (iii) (a) の権利（狭義の氏名冒用禁止効）に、後者が (i) および (iv) の権利（無名表示禁止効、非著作者表示禁止効）に対応する。これに対して、*Montoro* は、reverse passing off をさらに細かく、「他人の商品から商標又は名前を取り外し、自身が選択した名前を付して販売すること」という「明示的 reverse passing off」と、「他人の商品から単に商標又は名前を取り外し、ノーブランドで販売すること」という「黙示的 reverse passing off」とに分類して説明した。Moral Rights の文脈に敷衍すると、前者に対する権利は (iv) の権利（非著作者表示禁止効）に、後者に対する権利は (i) の権利（無名表示禁止効）に対応する。

Montoro は、原告が出演した映画について、訴外映画制作会社との契約によってその配給の権利を得た被告が、広告及びクレジットにおける原告の氏名を他の俳優の氏名に差し替えたという事案である。裁判所は、Lanham 法 43 条 (a) に基づく保護の射程には passing off と経済的に同等な行為をも含むとして上で、次のように判示し、本件でなされた「明示的 reverse passing off」からの

(138) *Id.* at 463.

(139) 648 F.2d 602 (9th Cir. 1981).

救済を認めた（非著作者表示禁止効）⁽¹⁴⁰⁾。

そのような行為〔筆者注：明示的 reverse passing off〕は、他者の才能及び作品を不正に盗用し、そこから利益を得ようとするものであるため、政策問題として、伝統的な passing off と同様に不当な行為と評価できる。つまり、氏名が削られた製品の製造者は、それがなければ良質な製品の真の出所として消費者に知られることで得られただろう、名義の広告的価値及び信用さえも奪われることとなる。購入者（又は鑑賞者）も、当該製品の真の出所に対する知識が奪われ、不実の出所から生じたものとして誤信してしまうことになる⁽¹⁴¹⁾。

以上の整理から、Lanham 法 43 条（a）に基づく Moral Rights 保護は、狭義の氏名冒用禁止効、氏名流用禁止効および非著作者表示禁止効（それぞれ（iii）（a）の権利、（iii）（b）の権利、（iv）の権利）を有するものとして、かなり広い射程を有することが認められる。

しかし、2003 年の連邦最高裁判決である *Dastar Corp. v. Twentieth Century Fox Film Corp.*⁽¹⁴²⁾ 以降、Lanham 法 43 条（a）に基づく Moral Rights 保護が不安定になっている。すなわち、*Dastar* は、パブリックドメインの著作物を変形させて利用した事案において、そこでなされた氏名の差替えについては、Lanham 法が適用されないと判断したものである。下級審裁判例の中には、これを拡張的

(140) See also *F.E.L. Publ'ns, Ltd. v. Catholic Bishop of Chi.*, 214 U.S.P.Q. 409 (7th Cir. 1982); *Lamothe v. Atlantic Recording Corp.*, 847 F.2d 1403 (9th Cir. 1988).

(141) 648 F.2d at 607 (omitted references).

(142) 539 U.S. 23 (2003). なお、同判決に関する邦語論文として、長谷川遼「Reverse passing off について」飯村敏明先生退官記念論文集『現代知的財産法—実務と課題—』1001 頁、1009-1011 頁（発明協会、2015）、藤本知哉「ランハム法 43 条（a）にいう『商品の出所』の意義」知的財産研究所＝尾島明共編『アメリカの最高裁判例を読む—21 世紀の知財・ビジネス判例評釈集』412 頁（知的財産研究所、2015）、村上画里「不正競争防止法下におけるテレビフォーマットの保護」日本工業所有権法学会年報 43 号 26 頁、34-38 頁（2020）がある。

に解釈し、具体的な事実関係の異同を問わず、Lanham法や不正競争法理に基づくあらゆる Moral Rights 保護を否定するものも現れている。しかし、*Dastar* の射程（＝ Lanham 法に基づく Moral Rights 保護が得られない範囲）がどこまで及ぶかについては、裁判例にゆらぎがあり、明確な答えが得られていない。次項では、この点について整理、分析する。

B). *Dastar* 連邦最高裁判決とその影響

(1). *Dastar Corp. v. Twentieth Century Fox Film Corp.*

本項での分析に先立ち、まず、その基礎となる *Dastar* 連邦最高裁判決について、事実関係、判旨を詳述する。

本件は、原告である Twentieth Century Fox Film（以下、「Fox」）、SFM Entertainment（以下、「SFM」）、New Line Home Video Inc.（以下、「New Line」）が、被告である *Dastar Corp.*（以下、「*Dastar*」）に対して、原告著作物を利用して創作した被告製品に、原告らの出所が適切に示されていないかつ、Lanham 法 43 条（a）などに基づく損害賠償を求めた事案である。

1948 年、訴外 Eisenhower は、「*Crusade in Europe*」という文学的著作物（以下、「原著作物」）を執筆し、訴外 Doubleday がこれを出版した。同年、Doubleday は著作権局に登録し、原著作物に対する著作権を取得した。Fox は、Doubleday から原著作物の映像化に係る排他的ライセンスを取得し、訴外 Time Inc. をして原著作物に基づく「*Crusade in Europe*」という映画の著作物（以下、「原告著作物」）を作成させ、またその著作権を Fox へ譲渡させた。そして 1949 年、Fox によって原告著作物が放送された。なお、1975 年、Doubleday によって原著作物の著作権は更新されたが、原告著作物の著作権は Fox による更新登録を受けなかったために、1977 年をもって消滅した。

1988 年、Fox は、原告著作物のビデオセット（以下、「原告製品」）の販売を企図し、Doubleday から、原著作物に基づいて製作された原告製品の頒布権及びその権利を他者へサブライセンスする排他的権利を再取得した。その後、当該権利に基づいて、SFM、New Line に対して原告製品の頒布の排他的ライセン

スを与え、その販売を行わせた。

他方、Dastar は、1995 年に、戦後 50 周年を迎えるにあたって“World War II Campaigns in Europe”と題するビデオセット（以下、「被告製品」）の販売を行った。被告製品は、原告著作物を約半分の長さに編集し、サブタイトル及びクレジットページを新たに作り、原告著作物における「要約」部分を冒頭の「プレビュー」として再編したものであった。しかし、このような原告著作物の利用が認められるにもかかわらず、被告製品においては、原著作物、原告著作物、原告製品に対する言及やクレジットが削除され、Dastar 自身の手による製品として新たなパッケージで宣伝、販売されていた。なお、被告製品は、原告製品よりも廉価で販売されていた。

以上の事実に基づき、1998 年、原告らは、Dastar による被告製品の販売が、原告らが有する（原告製品に対する）原著作物の頒布権侵害に当たるとして訴訟を提起した。また、その後、原告らは申立てを修正し、適切なクレジットを付さずに被告製品を販売したことが、Lanham 法 43 条 (a) の侵害として認められている reverse passing off に当たり、また州の不正競争法の侵害をも構成すると主張した。⁽¹⁴³⁾

連邦最高裁は、「Lanham 法 43 条 (a) によって著作物のクレジットを付さない複製が妨げられるのか否か」という争点について、裁量上訴を認めた。

連邦最高裁は、“origin of goods”という要件について次のような判示をした。

“goods”の“origin”は、市場で販売された有形的製品（本件でいえば、Dastar によって販売された Campaigns の物理的なテープ〔筆者注：被告製

(143) 連邦地方裁判所は、被告製品の出所表示には誤認混同が生ずるおそれがあると認め、著作権侵害も含めたすべての請求原因において、原告勝訴のサマリージャッジメントを認めた。他方、第九巡回区控訴裁判所は、著作権に基づく請求については、Doubleday による著作権更新登録が適切であったか否かについて疑義があるとして、事実認定のために地裁判決を破棄、差戻しした一方で、Lanham 法に基づく請求については地裁判決を支持した。

品))の製造者のことを言う。… Lanham 法において用いられる“origin of goods”という語には、“goods”に具現され、又はそれに含まれるアイデア、⁽¹⁴⁴⁾情報を創作した個人、事業者を含まない。

そして、最高裁は、上記の判旨を次のように、理論的に根拠づける。

伝達製品 (communicative products) について特別の取扱い〔筆者注：一般の有体物の場合と異なり、それに具現され、又はそれに含まれるアイデア、情報を創作した個人、事業者まで“origin of goods”として扱うこと〕をすることによって、著作権法と Lanham 法との衝突を引き起こすという問題が生じてしまう。一旦著作権が消滅してしまえば、複製する権利及び出所を表示することなく複製する権利は…パブリックドメインとなる。一旦特許権又は著作権といった独占権が消滅すると、発明又は著作物を自由に、出所表示を伴わずに利用することができる。…仮に Dastar が自らをビデオの「製造者」として名乗ることが、Dastar がそのビデオによって伝達される著作物を作成したと名乗ることになり、それによって Lanham 法 43 条 (a) に基づく請求原因が生ずるとするならば、公衆の有する「(著作権が消滅したものを)複製及び利用できるという連邦法上の権利」を制限するといった変異的な著作権法を創設することとなる。⁽¹⁴⁵⁾

さらに、裁判所は、次のように、本件のような事案で Lanham 法による救済が認められると生じうる実務上の問題点を 2 つ述べ、消極的観点から、上記判旨の正当性を述べる。これらは、一般に「ナイルの源流」「ダブルバインド」と呼ばれる問題である。

Lanham 法 43 条 (a) のいう“origin”を、著作物性のないものにも出所表示を要求するよう解釈すると、深刻な実務上の問題が生じるだろう。著作物性のある作品を基準にしなければ、“origin”という文言には識別可能な限定がないこととなってしまう。…多くの場合、どこまで“origin”といえ

(144) 539 U.S. at 31-32.

(145) *Id.* at 33-35.

るか理解する作業は単純にはいかない。実際に、本件において原告らがその立場にあることが明白であるとは、およそいうことができない。SFM も New Line も、Crusade のテレビシリーズ〔筆者注：原告著作物〕の製作に関与していない。… Crusade テレビシリーズにおいて利用されたフィルムを撮影したのは Fox でも Time Inc. でもない。…我々は、Lanham 法がナイル川の源流やすべての支流を調査することまで求めるものであるとは考えていない⁽¹⁴⁶⁾。

伝達製品の“origin”に特別の定義を採用することによって生ずるもう一つの実務上の問題は、そうすることによって、これら製品の製造者を難しい立場に追いやってしまうということである。一方において、合法的複製物が依拠する著作物の創作者をクレジットし損ねたがために、Lanham 法に基づく責任を被るかもしれない。しかし他方で、複製元の創作者をクレジットすることによって、その複製物が「支援若しくは承認」されたものと理解されるならば、当該行為によって Lanham 法の責任を被るのかも⁽¹⁴⁷⁾れない。

以上をもって、裁判所は初めに述べた判旨に基づき、原判決破棄、差戻しとの結論を導き出している（非著作表示禁止効を否定）⁽¹⁴⁸⁾。

もっとも、*Dastar* は、傍論において、あらゆる著作物の reverse passing off が常に Lanham 法の責任に抵触しなくなるわけではないことを示唆している。すなわち、「仮に、被告が原告製品を購入し、それを自身のものとして repackage したに過ぎないのであれば、本件請求は疑いなく認められる⁽¹⁴⁹⁾」、「仮に、原告著作物を相当に複製するビデオの製作者が、商業的広告又は宣伝において、そ

(146) *Id.* at 35-36.

(147) *Id.* at 36.

(148) *Dastar* の判旨それ自体は、抽象的で、Lanham 法 43 条 (a) が著作物に対して狭義の氏名冒用禁止効や氏名流用禁止効を及ぼすことをも否定しうる。しかし、あくまで事案としては、非著作表示禁止効を否定したものであることには留意しなければならない。

(149) 539 U.S. at 31.

のビデオは極めて原告著作物と異なるものであるという印象を与えるのであれば、43条 (a) (1) (A) における『出所の混同』に基づく reverse passing off としてではなく、43条 (a) (1) (B) における『性質、特徴、品質』の誤認表示として請求原因を有する⁽¹⁵⁰⁾と判示しているのである。以下に見る後続の下級審裁判例においては、判旨の文言、趣旨およびこれら留保の適用について解釈が分かれ、それにより *Dastar* の射程が不明確になっている⁽¹⁵¹⁾。

(2). *Dastar* 後の下級審裁判例

Dastar の後には、その判旨を拡張的に解釈し、著作物の reverse passing off を幅広く規制対象外とする下級審裁判例が多く見られる（非著作者表示禁止効の全面的否定）。しかし、一方で、*Dastar* の事実関係と判旨、留保の内容を慎重に検討し、これを限定しようと試みる裁判例も存在する⁽¹⁵²⁾。以下では、*Dastar* を拡張的に適用した裁判例とその射程を限定的に考えた裁判例とを分けて整理する。

Dastar を拡張的に適用した裁判例として、例えば、*Williams v. UMG Recordings, Inc.*⁽¹⁵³⁾ が挙げられる。これは、テレビ番組のナレーションを創作した原告の氏名がクレジットに付されていないことが、Lanham 法 43 条 (a) の侵害に当たるか否か判断した事例である。*UMG* は、*Dastar* を引用して、ナレーションという無体の情報の創作者は、パブリックドメインか否かにかかわらず、Lanham 法 43 条 (a) における“origin”に該当しないと判断した。つまり、「商標法の保護を拡張しないように気を付けて、裁判所〔筆者注：*Dastar*〕は、伝達製品に対する保護は著作権法を通じて得られると述べた。実際に、そのよう

(150) *Id.* at 38.

(151) See MARY LAFRANCE, UNDERSTANDING TRADEMARK LAW, 209-210 (3d ed. 2016); COPYRIGHT OFFICE, *supra* note 92 at 45.

(152) See COPYRIGHT OFFICE, *supra* note 92 at 44-53.

(153) 281 F.Supp. 2d 1177 (C.D. Cal. 2003).

な保護は、著作権が有効に存在している場合に、著作権によってのみ与えられ⁽¹⁵⁴⁾る」と判示した。さらに、*UMG* は、*Dastar* が直接判断していない州の不正競争法に基づく請求も、同様⁽¹⁵⁵⁾に退けた。

また、*Weidner v. Carroll*⁽¹⁵⁶⁾は、*Dastar* と異なり、著作物に何ら改変等を加えず、そのまま複製した場合においても、*Dastar* を適用して、*Lanham* 法による保護を否定した事例である。本件において被告は、インターネット上に合法にアップロードされた原告小説を複製し、被告自身のものとして出版した。原告は、原告著作物を「自身のものとして *repackage* したに過ぎない⁽¹⁵⁷⁾」ため、*Lanham* 法 43 条 (a) の保護を享受しようと主張したにもかかわらず、裁判所は、表示の対象が無体物であることを理由に、原告の主張を排斥した⁽¹⁵⁸⁾。

Baden Sports, Inc. v. Molten USA, Inc.⁽¹⁵⁹⁾ は、*Dastar* が保護の可能性を認めた「〔筆者注：*Lanham* 法〕43 条 (a) (1) (B) における『性質、特徴、品質』の誤認表示⁽¹⁶⁰⁾」によっても無体物の創作者の保護は享受し得ないと判断した事例である。すなわち、*Baden Sports* は、著作物の創作者ではなく、特許発明の創作者に関する事案ではあるが、その特徴を模倣した製品に、それが自己に「専有的 (proprietary)」「排他的 (exclusive)」なものと表示して販売した被告について、*Lanham* 法 43 条 (a) (1) (B) に基づく損害賠償責任を認めた原判決を覆し、「*Dastar* は傍論において、商品の品質に関する虚偽表示に基づく請求の可能性を残していると示唆しているが、それは必ずしも、43 条 (a) (1) (B) において

(154) *Id.* at 1185.

(155) *See also e.g. Zyla v. Wadsworth. Div. of Thomson Corp.*, 360 F.3d 243 (1st Cir. 2004); *Borrego v. BMG U.S. Latin*, 92 Fed.Appx. 572 (9th Cir. 2004).

(156) 2007 WL 2893637 (S.D. Ill. 2007).

(157) *See supra* text accompanying note 149.

(158) *See also Agence Fr. Presse v. Morel*, 769 F. Supp. 2d 295 (S.D.N.Y. 2011); *Aquarius Broadcasting Corp. v. Vubiquity Entertainment Corp.*, 2016 WL 7165728 (C.D. Cal. 2016).

(159) 556 F.3d 1300 (Fed. Cir. 2009).

(160) *See supra* text accompanying note 150.

創作者であるとの虚偽表示に基づく主張が認められることを示唆するものではない⁽¹⁶¹⁾と判示する⁽¹⁶²⁾。

さらには、*Dastar* 自体は (iii) (b) の権利（氏名流用禁止効）には関連しない事例であるにもかかわらず、*Dastar* を適用して、(iii) (b) の権利に係る Lanham 法 43 条 (a) の請求さえも否定した事例が存在する。*Dankovich v. Keller*⁽¹⁶³⁾ は、原告著作物に本質的な改変を加え、原告の承諾なしに原告氏名を付して出版した行為に関して、Lanham 法 43 条 (a) に基づく救済が求められた事案である。裁判所はこれに対して、無体物の著作者に誤った表示をする行為に対する Lanham 法 43 条 (a) に基づく請求はすべて *Dastar* によって禁止されていると述べ、訴え却下の申立てを認めた。

以上によれば、拡張的に *Dastar* を解釈した事例を集積すると、著作権の存否にかかわらず、広く一般的に、不正競争法、Lanham 法 43 条 (a) に基づく Moral Rights 保護が否定される⁽¹⁶⁴⁾。

一方、このような *Dastar* の拡張解釈に反して、その射程を限定的に捉え、Lanham 法 43 条 (a) に基づく Moral Rights 保護を受ける余地を残そうとする裁判例も存在する。

(161) *Baden Sports*, 556 F.3d at 1307.

(162) *See also Antidote Int'l Films, Inc. v. Bloomsbury Publ'g, PLC*, 467 F.Supp.2d 394 (S.D.N.Y. 2007); *Kehoe Component Sales, Inc. v. Best Lighting Prods., Inc.*, 796 F.3d 576 (6th Cir. 2015); *Friedman v. Zimmer*, 2015 WL 6164787 (C.D. Cal. 2015).

(163) 2017 WL 5571354 (E.D. Mich. 2017).

(164) *See also Michael Landau, Copyrights, Moral Rights, and the End of the Right of Attribution Under US Trademark Law*, 19 INT'L REV. L. COMPUTERS & TECH. 37, 51-52 (2005). Landau は、*Dastar* を拡張的に理解し、幅広く Moral Rights 保護が失われたと述べた上で、連邦著作権法 106 条 (7) に適切な氏名表示の権利を設け、また Lanham 法 43 条 (a) (1) (C) に伝達製品の出所表示に関する規定を設けることを提案する (*See id.* at 53)。

例えば、*Bach v. Forever Living Products U.S., Inc.*⁽¹⁶⁵⁾ は、氏名等の冒用に係る事案であるが、*Dastar* に基づく訴え却下の申立てを棄却した事案である。裁判所は、一般論として、著作権法と *Lanham* 法とは法目的が異なるのであるから、双方の法益侵害が認められるのであれば、同一の事実に対して重複した保護もありうる旨論ずる。⁽¹⁶⁶⁾

特に、*Lanham* 法 43 条 (a) に基づいて狭義の氏名冒用禁止効や氏名流用禁止効（それぞれ (iii) (a) の権利、(iii) (b) の権利）を及ぼすことは、唯一の例外である *Dankovich*⁽¹⁶⁷⁾ を除いて、*Dastar* によっても否定されていない。例えば、*Slep-Tone Entertainment Corp. v. Coyne*⁽¹⁶⁸⁾ は、カラオケ映像を作成、頒布する原告からその CD を購入し、原告との契約に違反して当該映像に変更を加え、原告の氏名を付したまま使用した被告の行為が問題となった事案である。*Slep-Tone* において裁判所は、「本件行為は、無権限で改変が加えられた物に同一の商標を付することにより、原告の承認があるとの誤認を生じさせるものであるため、*Dastar* とは事案が異なる。むしろ、本件請求は、*Dastar* が論じた商標法の目的と合致するものであるから、*Dastar* によって裏付けられる」旨論じて、訴え却下の申立てを棄却した（氏名流用禁止効）⁽¹⁶⁹⁾。

また、*Cable v. Agence France Presse*⁽¹⁷⁰⁾ は、*Weidner*⁽¹⁷¹⁾ らと異なり、原告著作物をそのまま複製し、氏名を被告自身のものに差し替えて利用する行為は

(165) 473 F.Supp.2d 1110 (W.D. Wash. 2007).

(166) See also Robert C. Bird, *Moral Rights: Diagnosis and Rehabilitation*, 46 AM. BUS. L.J. 407, 431-443 (2009). また、*Dastar* 以前の裁判例であるが、See e.g. *Summit Mach. Tool Mfg. Corp. v. Victor CNC Sys.*, 7 F.3d 1434 (9th Cir. 1993); *Waldman Publ. Corp. v. Landoll, Inc.*, 43 F.3d 775 (2d Cir. 1994).

(167) See *supra* text accompanying note 163.

(168) 41 F.Supp.3d 707 (N.D. Ill. 2014).

(169) See also *Auscage Int'l v. Nat'l Geographic Soc'y*, 409 F.Supp.2d 235 (S.D.N.Y. 2004); *Craigslist Inc. v. 3Taps Inc.*, 942 F.Supp.2d 962 (N.D. Cal. 2013).

(170) 728 F.Supp.2d 977 (N.D. Ill. 2010).

(171) See *supra* text accompanying note 156-158.

「repackage したに過ぎない」として Lanham 法 43 条 (a) に基づく救済が受けうると判断した事例である。この事例の事実関係は *Weidner* と似ており、インターネット上に正当にアップロードされていた原告による写真の著作物からクレジットを削除し、被告自身の手によるものとして販売した行為が問題となった。裁判所は、上述の通り、*Dastar* における「repackage したに過ぎない」という留保文言に該当するとして、訴え却下の申立てを棄却した（非著作者表示禁止効を部分的に肯定⁽¹⁷²⁾）。

Baden Sports⁽¹⁷³⁾らが否定した、Lanham 法 43 条 (a) (1) (B) に基づく (iv) の権利保護可能性を認めた事例も存在する。*Clauson v. Eslinger*⁽¹⁷⁴⁾は、原告がプロデューサーとして制作にあたった映画に、原告ではなく被告がプロデューサーとしてクレジットされていたことに関し、暫定的差止が求められた事案である。裁判所は、結論として、暫定的差止の要件を満たさないとして原告の請求を棄却したが、無体物の創作者氏名についての reverse passing off であっても Lanham 法 43 条 (a) (1) (B) を侵害しうるとして、被告による訴え却下の申立ては棄却した（非著作者表示禁止効を部分的に肯定⁽¹⁷⁵⁾）。

一方、著作権が存続していることを根拠に *Dastar* の適用を否定した事例は、

(172) See also *Levine v. Landy*, 832 F.Supp.2d 176 (N.D.N.Y. 2011); *General Sci. Corp. v. SheerVision, Inc.*, 2011 WL 3880489 (E.D. Mich. 2011).

(173) See *supra* text accompanying note 159–162.

(174) 455 F.Supp.2d 256 (S.D.N.Y. 2006).

(175) See also *Pearson Educ., Inc. v. Boundless Learning, Inc.*, 919 F.Supp.2d 434 (S.D.N.Y. 2013); Mary LaFrance, *When You Wish upon Dastar: Creative Provenance and the Lanham Act*, 23 CARDOZO ARTS & ENT. L.J. 197, 214–218 (2005).

ほとんど見られない⁽¹⁷⁶⁾。わずかに、*Defined Space, Inc. v. Lakeshore East, LLC*⁽¹⁷⁷⁾が、この理論に基づいて訴え却下の申立てを棄却している。すなわち、著作権が存続している著作物に Lanham 法に基づく保護を与えても、*Dastar*が懸念していたような永続的な著作権法を創設することにはならないと論じている。

これらを敷衍すると、まず、ほとんどの事例において、(iii) (a) の権利（狭義の氏名冒用禁止効）および (iii) (b) の権利（氏名流用禁止効）は、依然として Lanham 法 43 条 (a) (1) (A) に基づいて保護される。また、(iv) の権利（非著作表示禁止効）であっても、何ら改変が加わっていなければ、やはり *Dastar* とは事案が異なるため、同号によって保護されうる。さらには、*Dastar*が傍論において示したように、43 条 (a) (1) (B) に基づいて、商業広告又は販売促進における品質誤認表示として (iv) の権利を保護する途も残されている。

(3). *Dastar* をどのように理解すべきか？

以上の整理から分かるように、下級審裁判例において、*Dastar*の適用は様々であり、統一的な判例実務があるとはいいがたい。また、この点について連邦最高裁は何ら態度を示していないために、はたして *Dastar*の射程がどこまで及ぶのか、Lanham 法 43 条 (a) に基づく Moral Rights 保護はどの程度享受しうるのかが不明確である。

もっとも、前者の *Dastar* の拡張的理解に基づく、米国における Moral Rights 保護が、ベルヌ条約 6 条の 2 の要求する最低水準を満たさなくなる可能性があることには留意しなければならない。すなわち、これまで見てきたことから明らかなとおり、不正競争法理および Lanham 法 43 条 (a) は、米国に

(176) 他方、学説上は、著作権が存続しているか否かによって Lanham 法に基づく保護の可能性を決するものと解する見解が多い。See e.g. Hughes, *supra* note 36 at 697; Jane C. Ginsburg, *The Right to Claim Authorship in U.S. Copyright and Trademarks Law*, 41 Hous. L. Rev. 263, 269 (2004); Graeme W. Austin, *The Berne Convention as a Canon of Construction: Moral Rights after Dastar*, 61 N.Y.U. Ann. Surv. Am. L. 111, 126 (2005).

(177) 797 F.Supp.2d 896 (N.D. Ill. 2011).

における Moral Rights 保護（特に (iii) (a) の権利、(iii) (b) の権利および (iv) の権利の保護）の主要な保護手段である。そのため、Lanham 法および不正競争法理に基づく Moral Rights 保護が全面的に否定されてしまうと、米国法上の Moral Rights がベルヌ条約6条の2に不適合となってしまう旨の指摘が、多くの論者によってなされている。⁽¹⁷⁸⁾ 米国法上、「議会の定めた法律について国際条約の義務に違反しない解釈が取りうるのであれば、それに反する解釈を行ってはならない」という条文解釈上の原則（Charming Betsy Rule）⁽¹⁷⁹⁾ が存在するところ、上記の拡張的な *Dastar* の解釈は、この原則に抵触し、許されないと論ずるものもある。⁽¹⁸⁰⁾

ベルヌ条約との関係については、米国連邦議会の要請に基づき、米国の Moral Rights 保護の実態をまとめた、連邦著作権局による 2019 年の報告書が詳しい。⁽¹⁸¹⁾ そこでは、限定的に *Dastar* を解釈することによって、Lanham 法 43 条 (a) に基づく Moral Rights 保護は依然として享受できると結論付けられている。すなわち、*Dastar* 以降の下級審裁判例に若干の混乱はあるものの、「そのことによって、43 条 (a) に基づく Right of Attribution や Right of Integrity の侵害に関するあらゆる主張が排除されてしまうわけではない」と論じられる。⁽¹⁸²⁾ そして、著作権局は、上記に述べた限定的な解釈をした裁判例群と同様に、狭義の氏名冒用禁止効および氏名流用禁止効は依然残されていること、全く変更が加わってい

(178) See e.g. Austin, *supra* note 176 at 148; Denine C. Pagano, *Origin of Goods: Delving into Dastar Corp. v. Twentieth Century Fox Film Corp.*, 19 ST. JOHN'S J. LEGAL COMMENT. 421, 459 (2005); Jane C. Ginsburg, *The Most Moral of Rights: The Right to Be Recognized as the Author of One's Work*, 8 GEO. MASON J. INT'L COM. L. 44, 54-55 (2016). また、ベルヌ条約への加盟時の議論や Lanham 法 43 条 (a) の改正経緯を参照して、議会の意思に基づけば、Lanham 法による Moral Rights 保護を否定することができない旨論ずるものとして、See LaFrance, *supra* note 175 at 219-233.

(179) *Murray v. The Schooner Charming Betsy*, 6 U.S. (2 Cranch) 64, 118 (1804).

(180) See Austin, *supra* note 176 at 148; Ginsburg, *supra* note 178 at 72-73.

(181) COPYRIGHT OFFICE, *supra* note 92.

(182) *Id.* at 54.

ない (= repackaged したに過ぎない) 場合には非著作表示禁止効も享受しうること、43条 (a) (1) (B) に基づく Moral Rights 保護も受けられることを論ずる⁽¹⁸³⁾。裏を返せば、著作権局によると、*Dastar* は、「原告著作物をそっくりそのままには利用せず、かつ、原告の氏名を他者の氏名に差し替えた場合には、Lanham 法 43条 (a) (1) (A) の保護が受けられなくなる」という限度で射程を有すると理解される。そして、著作権局は、この解釈に基づいて、総体として、米国法上の Moral Rights 保護がベルヌ条約に適合的であると論じている⁽¹⁸⁴⁾。

議会の要請に基づいて、著作権に関する専門庁が著作権法改正議論の資料として提出したものであるという背景を考慮すると、上記報告書の見解は、(少なくとも一般の学説よりは) 強い影響力を有すると考えられる。したがって、本稿では、この見解を一応の米国法上の *Dastar* の理解として措定し、議論を進めることとする。

C). Lanham 法 43条 (a) に基づく Moral Rights 保護のまとめ

以上を敷衍すると、本項での分析は以下のように整理される。

Lanham 法 43条 (a) による Moral Rights 保護は、氏名冒用からの保護に係る準則を改変物への著作表示のケースにも適用した *Gilliam* をきっかけに保護範囲が拡大し、他人の著作物を自身の著作物として公開することまでもが保護の対象となった。つまり、(iii) (a) の権利 (狭義の氏名冒用禁止効)、(iii) (b) の権利 (氏名流用禁止効)、(iv) の権利 (非著作表示禁止効) のいずれもが Lanham 法に基づいて保護されうる。もっとも、原告著作物を編集するなど、そのままの形で利用しない場合、商業上の広告として品質誤認を生じさせるのではない限り、(iv) の権利保護は得られない。そして、これらの保護は、不正競争法理と同様に、著作者 (又は誤って著作者と表示された者) が誤って理解され

(183) See *id.* at 55-58. 一方で、訴訟の対象となった著作物に著作権が存続するか否かによって Lanham 法に基づく保護可能性を判断するのは、当該条文の文言上の根拠は欠き、説得力がない旨論ずる (See at 58)。

(184) See *id.* at 38-39.

てしまうことによる世評への不当な影響を阻止することを対象とするものである。

その趣旨から導き出される通り、Lanham法43条(a)による救済を得るためには、次の要件に該当する必要がある。すなわち、問題となっている氏名表示が虚偽の表示と評価されること、公衆が誤認混同するおそれがあることを示さなければならない。特に、(iii)(b)の権利保護(氏名流用禁止効)を求める場合には、「筆者の議論を理解できなくなるほど読者が混乱させられている」など、「原著作物から実質的に異なっている」ことを要する。そのため、Right of Integrityに関しては、少なくとも質的に些細な改変からは保護されない。その一方で、Lanham法43条(a)に基づくMoral Rights保護を受けるには、名誉権に基づくものとは異なり事前の名声を必要としないし、逆に有名な作者であってもカテゴリカルに権利が制約されるといったことはない。また同様に、Lanham法43条(a)に基づくMoral Rightsを主張するに際して、著作権を有していることや競業者であることも必要でない。

7. Digital Millennium Copyright Act⁽¹⁸⁵⁾に基づくMoral Rights保護

Digital Millennium Copyright Act (DMCA)は、WIPO著作権条約に国内法を対応させること、それによってデジタル環境において安全に著作物を利用できるようにすることを目的として、1998年に成立⁽¹⁸⁶⁾した。これは、必ずしもMoral Rights保護を目的とした立法ではなかったが、次のように、「著作権管理情報」の保護に関する規律を通して、事実上のMoral Rights保護をなしうることが指摘されている。

「著作権管理情報」は、「著作物のコピーもしくはレコードまたは著作物の実

(185) DMCAに関する条文和訳は、著作権情報センターHPに掲載されている、山本隆司訳に依拠する (<https://www.cric.or.jp/db/world/america.html>、最終閲覧：2020年9月30日)。

(186) See MELVILLE B. NIMMER & DAVID NIMMER, 4 NIMMER ON COPYRIGHT § 12A.02 (2020).

演もしくは展示に関して伝達される以下のいずれかの情報（デジタル形式の情報を含む）をいう」と定義され、その一として、「著作物の作者の名称その他これを特定する情報」が含まれる。⁽¹⁸⁷⁾当初は、DMCA の法目的を考慮して、自動化された著作権管理システムに関連するデジタル情報しか「著作権管理情報」に含まれないと解されていたが、⁽¹⁸⁸⁾現在は、条文の文言を素直に解釈して、非デジタル情報であっても「著作権管理情報」に該当するという考え方が優勢である。⁽¹⁸⁹⁾したがって、例えば出版された書籍における著作者氏名であっても、DMCA で保護の対象となる「著作権管理情報」に該当する。⁽¹⁹⁰⁾

さらに、DMCA は、「何人も、著作権者によるまたは法律上の許諾なく、本編に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしまたは隠蔽することを知りながら、…以下を行ってはならない。(1) 故意に著作権管理情報を除去しまたは改変すること。…」⁽¹⁹¹⁾と規定する。

したがって、以上の規定に基づき、著作権者は、(i) の権利（無名表示禁止効）、(ii) の権利（無名変名維持効）、(iv) の権利（非著作者表示禁止効）の保護を受けられる。他方、著作権者ではない著作者は、当該権利の保護が得られない。⁽¹⁹²⁾

(187) 17 U.S.C. § 1202(c).

(188) See e.g. *IQ Group v. Wiesner Publ'g, LLC*, 409 F.Supp.2d 587 (D.N.J. 2006); *Textile Secrets Int'l, Inc. v. Ya-Ya Brand, Inc.*, 524 F.Supp.2d 1184 (C.D. Cal. 2007).

(189) See e.g. *AP v. All Headline News Corp.*, 608 F.Supp.2d 454 (S.D.N.Y. 2009); *Murphy v. Millennium Radio Grp. LLC*, 650 F.3d 295 (3d Cir. 2011); *Roof & Rack Prods. v. GYB Investors, LLC*, 2014 WL 3183278 (S.D. Fla. 2014); *Leveyfilm, Inc. v. Fox Sports Interactive Media, LLC*, 999 F.Supp.2d 1098 (N.D. Ill. 2014); *Williams v. Cavalli*, 2015 WL 1247065 (C.D. Cal. 2015).

(190) もっとも、ここでの「著作者」は法律上の著作者に限定され、職務著作物の実際の創作者はこれに該当しないと解される (See Ginsburg, *supra* note 178 at 61).

(191) 17 U.S.C. § 1202(b).

(192) 本条に対応する救済規定である 1203 条 (a) は、「第 1201 条または第 1202 条の違反により損害を被った者は、当該違反についてしかるべき連邦地方裁判所に

もっとも、DMCAに基づくMoral Rights保護には、次の二つの難点がある。

第一に、過去に一度も真正のクレジットを受けていない著作物については、DMCAに基づく保護が得られない。既述の通り、1202条 (b) は、著作権管理情報の「除去または改変」を問題とする。そして、あらかじめ原告が保護を求める著作権管理情報が著作物に付与されていなければ、「除去または改変」を観念することができない。したがって、いずれかのタイミングで適切なクレジットを受けて公表された著作物についてのみ、その著作物から氏名を削除し、変名を実名に変え、氏名を他者のものに変更されることに反対することができる(一方、(ii) の権利(無名変名維持効)のうち、無名を維持する権利は如何なる場合であっても、DMCAによっては享受できない)。具体的には、著作物の第一公表の段階で著作者名が削られたり、他者が著作者として表示されたりした場合、改めて真正の著作者表示を付した公表がなされない限り、DMCAに基づくMoral Rights保護を得ることができなくなる。

第二に、より重要かつ致命的な難点として、DMCAに基づくMoral Rights保護を受けるためには、二重の主観的要件の立証をしなければならない。1202条 (b) は、「本編〔筆者注：米国連邦著作権法 (17 U.S.C.)〕に基づく権利の侵害を誘発し、可能にし、容易にしまたは隠蔽することを『知りながら』…『故意に』著作権管理情報を除去しまたは改変すること」を禁止する。したがって、当該規定に基づく救済を受けるために、原告は、「被告が著作権管理情報を除去、改変することの故意」および「当該行為によって著作権侵害を誘発し、可能にし、容易にしまたは隠蔽する(以下、「幫助等する」とする)ことを被告が知って

民事訴訟を提起することができる。」と規定しているため、著作権を有していない著作者であっても、問題となっている著作権管理情報の除去、改変行為が著作者の許諾に基づくものでない限り、民事救済を受けられると解することもできる。しかし、通説的見解によれば、DMCAは著作権に基づく経済的関心を保護する規定であるため、著作権を有しない著作者は、「第1202条の違反により損害を被った者」に該当しないと解される (See e.g. KWALL, *supra* note 89 at 26; COPYRIGHT OFFICE, *supra* note 92 at 99)。

いたこと」を示さなくてはならない⁽¹⁹³⁾。特に、「…知りながら」要件の立証には、単に後の著作権侵害の可能性や容易性を示すことでは足りず、より積極的な意思の存在を示す必要があると解されている⁽¹⁹⁴⁾。そのため、(特に、デジタル著作物に埋め込まれたメタデータではない、著作権管理情報に関する事例では)原告に非常に重い立証負担がかかり、現状、DMCAに基づく Moral Rights 保護はほとんど得られない⁽¹⁹⁵⁾。

実際、著作権局は、上記の問題点を深刻に受け止め、「著作者又は法律上の許諾なく、著作者情報を隠蔽することを意図して、故意に著作権管理情報を除去または改変することができない」という Moral Rights 保護を目的とした規定の新設を提案している⁽¹⁹⁶⁾が、今のところ成立には至っていない。したがって、現行法のもとでは、DMCA に基づく Moral Rights 保護はあまり有効でなく、せいぜいごく限られた場合にのみ享受しうるものと考えられる。

四 米国における Moral Rights 保護の体系的理解

1. Moral Rights 保護の現状

ここまでの整理から、米国における Moral Right 保護は、以下のように整理することができる。

著作者であるということを主張する権利であり、典型的には無名表示に対して反対する権利である (i) の権利 (無名表示禁止効) は、著作権を現に有する者についてのみ、著作権又は DMCA に基づいて保護されうる。しかし、著作権に基づいて保護を受けようとする場合には、フェアユースなどの権利制限規定に該当しないことが必要であり、DMCA に基づいて保護を受けようとする場合

(193) いずれも立証責任は原告にあると解されている (See COPYRIGHT OFFICE, *supra* note 92 at 93)。

(194) See *Stevens v. CoreLogic, Inc.*, 899 F.3d 666 (9th Cir. 2018)。

(195) See COPYRIGHT OFFICE, *supra* note 92 at 97。

(196) See *id.* at 98-100。

には、氏名を取り外すことの故意及びその行為によって著作権侵害を幫助等することの故意があることを立証しなければならない。そのため、後述する (iii) (a) の権利、(iii) (b) の権利、(iv) の権利に比べると保護を享受しにくく、最も保護が弱いタイプの権利であると言える。

また、(ii) の権利（無名変名維持効）についても、(i) の権利と同様の取り扱いを受ける。すなわち、著作権が存在する場合にのみ、著作権者によって、著作権又は DMCA（無名を維持する権利を除く）に基づく保護を受けられる。

それに対して、(iii) (a) の権利（狭義の氏名冒用禁止効）、(iii) (b) の権利（氏名流用禁止効）、(iv) の権利（非著作者表示禁止効）は、いずれも強力に保護されている。

まず、これらの権利は、不正競争法理と Lanham 法 43 条 (a) に基づいて、「著作者氏名の表示が虚偽と評価されること」「混同のおそれがあること」が示される限度で積極的に保護されている。さらに、著作物の改変が問題となる事案では、キャラクターなど著作権の認められにくい客体であっても、それに識別力が認められる限り、不正競争法理、Lanham 法⁽¹⁹⁷⁾に基づく保護を享受する。もっとも、(iv) の権利については、*Dastar* 連邦最高裁判決により、「原告著作物をそっくりそのままには利用せず、かつ、原告の氏名を他者の氏名に差し替えた場合には、Lanham 法 43 条 (a) (1) (A) の保護が受けられない」という制限がかけられている。なお、これらの請求はいずれも著作権の帰属とは無関係になしうるが、著作者に著作権が帰属する場合、各侵害要件を満たす限り、(iii) (b) の権利、(iv) の権利保護を著作権や DMCA（(iii) (b) の権利を除く）によって求めることができるのは言うまでもない。

また、名誉権やプライバシー権によっても、(iii) (a) の権利、(iii) (b) の権利を保護しうる。しかし、これらの法理に基づく保護はいずれも、その保護範

(197) Lanham 法事案においてこのことを直接述べる事例は見当たらないが、不正競争法理と Lanham 法とが同様の取り扱いを受けていることを考慮すると、Lanham 法 43 条 (a) に基づいてもこの権利が保護されると解するのが相当であろう。

囲のほとんどが不正競争法理や Lanham 法 43 条 (a) に基づいてなしうる保護の範囲に含まれてしまい、かつ、大きな制約が存在する。すなわち、名誉権については、多くの場合で「現実の悪意」を立証しなければならず、プライバシー権については、著名な著作者であった場合、そもそも保護を受けられない。したがって、名誉権、プライバシー権は、独自の意義を有する保護方法としては理解されていない。

以上から、氏名表示に関わる各効果をもたらす保護方法について、具体的要件や制限を捨象してまとめると、次の表のとおりとなる。⁽¹⁹⁸⁾

類型	保護方法
(i) の権利 (無名表示禁止効)	著作権、DMCA
(ii) の権利 (無名変名維持効)	著作権、DMCA
(iii) (a) の権利 (狭義の氏名冒用禁止効)	名誉権、プライバシー権、不正競争法理、Lanham 法 43 条 (a)
(iii) (b) の権利 (氏名流用禁止効)	著作権、名誉権、プライバシー権、不正競争法理、Lanham 法 43 条 (a)
(iv) の権利 (非著作者表示禁止効)	著作権、DMCA、不正競争法理、Lanham 法 43 条 (a)

表

これを見ると、Right of Attribution のうち、(i) の権利（無名表示禁止効）、(ii) の権利（無名変名維持効）については、著作権を譲渡した後には保護が受けられなくなるという点で、ベルヌ条約上の義務を果たしているか疑念を差し挟む余地がある。⁽¹⁹⁹⁾つまり、ベルヌ条約 6 条の 2 の「この権利が移転された後においても」という要件を満たさないと論ずる余地がある。現行法上、著作権を

(198) 表には記載していないが、いずれの類型においても、契約当事者間の紛争である場合、契約法理に基づく保護は当然に享受しうる。

(199) See also Damich, *supra* note 51 at 37.

譲渡した契約当事者に対して、契約に基づく Moral Rights を主張し、または第三者の Moral Rights 侵害行為に対して権利行使するよう契約で義務づけること⁽²⁰⁰⁾によってのみ、ベルヌ条約の要求する権利が保護されることとなろう。

他方、Right of Attribution のうち、(iii) (a) の権利（狭義の氏名冒用禁止効）、(iv) の権利（非著作者表示禁止効）については、ベルヌ条約が求める保護水準に十分達しているように思われる。すなわち、Lanham 法を中心に、著作権を譲渡した後でも権利主張しやすい保護方法が残されている。

さらに、Right of Integrity ((iii) (b) の権利（氏名流用禁止効））については、ベルヌ条約の求める水準を超える保護さえ実現可能である。すなわち、ベルヌ条約は「著作物の変更、切除その他の改変」に対する権利には、「名誉又は声望を害するおそれ」という要件を付していたのに対して、米国における Moral Rights 保護では、（名誉権に基づくものを除いて）そのような要件を必要としない。したがって、名誉又は声望を害するおそれの立証が困難な場合であっても、さらには、客観的には著作物の質が向上したと認められる場合であっても、Moral Rights の侵害足りうる。

2. 米国における Moral Rights の保護法益

以上のような、著作者の氏名表示に関する多様な法制度や法理を用いたパッチワーク保護は、DMCA に基づく保護を除いて、すべて著作者の世評への影響（非著作者表示禁止効については、将来得られるはずだった世評への影響）⁽²⁰¹⁾という軸で説明できる。

(200) なお、著作権局は、著作権、（一部の著作物について）VARA、DMCA、契約法理、社会規範及び業界慣行によって、(i), (ii) の権利保護（無名表示禁止効および無名変名維持効）についても、ベルヌ条約上の義務を果たしている旨論じている（See COPYRIGHT OFFICE, *supra* note 92 at 38-40）。その他、米国法上の Moral Rights 保護は、大陸法上の保護と形式こそ相違するが、その実態はほぼ同等である旨論ずるものとして、See Cyrill P. Rigamonti, *The Conceptual Transformation of Moral Rights*, 55 AM. J. COMP. L. 67, 78-82 (2007)。

(201) 具体的な法益は提示しないものの、古くから、Moral Rights 保護が異なる法理

すなわち、一般的に経済的関心を保護すると考えられている著作権でさえ、客観的認識から得られる著作者の世評を考慮して、通常の著作権法理に（黙示的ではあるが）修正が加えられている。名誉権も、「虚偽の表現によって原告の能力が不当に低く見積もられる」という著作者の客観的評価の低下を防ぐことを目的としている。不正競争法理においても、著作者の世評が、保護される営業上の利益として理解されており、Lanham 法 43 条 (a) もこれと趣旨を同じくする規定である。そして、プライバシー権に基づく Moral Rights 保護は、名誉権、不正競争法理の両方の性質を兼ね備えており、著作者の世評への関心がその中核にあることは疑いない。⁽²⁰²⁾

さらに細かく観察してみると、これらの保護はすべて、著作者の世評への不当な影響を阻止する前提として、「著作者又は著作物に関する虚偽表示が存在し、かつその表示が真正なものと誤認混同が生じることによって、需要者から正しく認識されなくなる、著作者（又は著作者として表示された者）の人格像」を、多様な側面から保護していると理解できる。つまり、「著作者の客観的認識の同一性」⁽²⁰³⁾ともいえるこの法益を人格権として直載に保護するか、「著作者の客観的認識の同一性」が失われることによって生じうる職業的機会損失を標識法の枠組みで問題とするかといった差異は見られるものの、いずれの法理の適用段階においても、「公衆に提供、提示された著作物に接する者が、その著作物から、著作者と表示された者（又は本来の著作者）についてどのような印象を抱くか」を重要な考慮要素として、Moral Rights 保護の可否が判断されているのである。⁽²⁰⁴⁾⁽²⁰⁵⁾

によって実現されているにもかかわらず、それらが本質を同じくすることは指摘されていた（*See e.g. Roeder, supra note 113 at 575*）。

(202) *See also Damich, supra note 51 at 80–82.*

(203) (i) の権利、(iv) の権利については、「本来得られていたはずの社会的認識」も含む。

(204) *See also Laura A. Heymann, The Trademark/Copyright Divide*, 60 S.M.U.L. REV. 55, 95–99 (2007).

(205) なお、VARA は、極めて限定的な「視覚芸術著作物」の原作品について、本稿

おわりに—我が国に対する若干の示唆—

本稿は、ここまで、米国における Moral Rights 保護の方法、現状、保護法益について、裁判例を中心に観察してきた。それによると、①米国では、Right of Attribution と Right of Integrity とを一体的に把握し、ともに氏名表示のコントロール権として保護の適否を検討していること、②そのような保護方法のも

でここまで論じた Moral Rights よりも強大な保護を与える（前注（35）参照）。すなわち、①公衆への提供、提示を必要とすることなく、著作者の名誉、声望を害するおそれのある著作物の改変を禁止する権利（17 U.S.C. § 106A(a)(3)(A)）、②名声が認められる著作物の破壊を禁止する権利（17 U.S.C. § 106A(a)(3)(B)）が当該著作物の著作者に付与される。これらの権利は、一見すると、改変後の著作物から生ずる著作者の世評への影響を問題とするものではなく、よって上記の保護法益と一貫しないように思われる。しかし、以下に見るように、両権利ともに上記の保護法益を予防的に、又は別の角度から保護しているものと理解しうる。

つまり、保護対象となる視覚芸術著作物の原作品は、ひとたび改変が加えられたら原状回復が困難であり、かつ、将来的に公衆の目に触れる見込みがあるという性質を有する（*See Brian Angelo Lee, Making Sense of Moral Rights in Intellectual Property*, 84 TEMP. L. REV. 71, 112 (2011)）。このような性質に鑑みると、①の権利は、上記法益の侵害を未然に防止するものと理解できる。

また、著作物の原作品の破壊は、その対象が、ある著作者の傑作であったり、少数しかない作品群の一つであったりした場合、その破壊によって、世評の蓄積が期待される当該作品へのアクセスが恒久的に得られなくなる。すなわち、著作物の破壊は、世評の蓄積妨害という形で上記法益を間接的に侵害する可能性がある（VARAにおける権利だけでなく、芸術的著作物の破壊防止権一般に関するものであるが、*See John Henry Merryman, The Refrigerator of Bernard Buffet*, 27 HASTINGS L.J. 1023, 1035 (1976)）。それゆえに、名声が認められる視覚芸術著作物の原作品の破壊を禁止する②の権利も、上記法益を保護するものとして連続的に説明可能なのである（もっとも、同権利に関する多くの裁判例が、破壊の対象となる著作物自体にも名声要件を課している現状に鑑み、これを①の権利とは同列に論じ得ないとする見解もある（*See Xiyin Tang, The Artist as Brand: Toward a Trademark Conception of Moral Rights*, 122 YALE L.J. 218, 225 (2012)））。

と、Lanham 法 43 条 (a) を中心としたさまざまな法理により、(議論の余地はあるが) 一応ベルヌ条約 6 条の 2 が定める「著作者の人格権」保護がなされていること、③これらの保護が、「著作者又は著作物に関する虚偽表示が存在し、かつその表示が真正なものとの誤認混同が生じることによって、需要者から正しく認識されなくなる、著作者(又は著作者として表示された者)の人格像」を対象としてなされていることが明らかになった。

以上の米国法理解がそのまま日本にも同様に妥当するわけではもちろんないが、米国法の分析から得られた知見に基づいて日本の著作者人格権について述べるならば、以下の可能性を指摘できる。もとより、本稿の主題はあくまで保護法益の明確化にあるから、ここでは詳細な検討には立ち入らず、論点および解釈指針の指摘にとどめることとする。

1. 氏名表示権、同一性保持権の关系的解釈の可能性

まず、①から、我が国の著作者人格権について、关系的解釈の可能性を指摘できる。日本著作権法は、著作者人格権として、公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権を規定するが、これらの相互関係を意識して議論する見解はほとんど見られなかった。すなわち、各規定の要件解釈については、体系的な把握がされていなかったし、その可能性さえほとんど認識されてこなかったように思われる。一方、米国法においては、氏名表示権に対応する *Right of Attribution* と同一性保持権に対応する *Right of Integrity* とが、同一の権利(氏名表示のコントロール権)から生ずる異なるバリエーションとして、また、表裏一体の存在として理解されている。このような考え方が日本にも同様に妥当するか否かは明らかでないが、同一性保持権の役割が明確でないが故にその射程が拡散してしまっている現在、米国のように著作者人格権に含まれる各権利を关系的に解釈する試みは一考の余地があるように思われる。⁽²⁰⁶⁾

(206) 従前の我が国の学説においても、氏名表示権と同一性保持権とを関連する二つの権利として構成しようと試みるものに、塩澤・前掲注(7)、同「著作物の改作的利用許諾契約と著作者人格権」法学政治学論究34号169頁(1997)、同「氏

2. 氏名表示権、同一性保持権の諸論点

そして、③からは、氏名表示権、同一性保持権について、次の3点において新たな視点を提供できる。すなわち、上記保護法益から演繹的に議論を推し進めると、権利の主体、需要者の認識を基準とした侵害判断構造、著作権との異質性について、以下のような見解が導かれる。

A). 権利の主体

著作者人格権の権利の主体が著作者であることは明らかである（著作権法18条1項、19条1項、20条1項）が、問題となる著作物が職務著作物の場合、法人が著作者人格権の主体となる（同法15条）。これに対して、多くの学説が、実際の創作者でない法人に著作者人格権が帰属するのは適切でないとか、条文上権利帰属は許容しても（同法20条2項4号を積極的に活用して）権利の射程を狭めるべしといった議論を繰り広げていた⁽²⁰⁷⁾。しかしながら、日本における職務著作の要件の一つに、「その法人等が自己の名義の下に公表するもの（同法15条1項）」がある。これによれば、著作物を通じて得られる世評の帰属主体は、実際の創作者であるが顕名はされていない自然人ではなく、当該表示がなされた法人等である。すると、「著作者又は著作物に関する虚偽表示が存在し、かつその表示が真正なものとの誤認混同が生じることによって、需要者から正しく認識されなくなる、著作者（又は著作者として表示された者）の人格像」を保

名表示権と同一性保持権の關係の解釈」著作権研究24号141頁（1997）が存在する。これらの論文は、著作権法19条1項および20条1項の条文解釈という出発点から、著作者の名義の有無を基準とした同一性保持権解釈を展開するものであり、本稿で述べた米国Moral Rightsの保護枠組みと類似した、示唆的な見解である（もっとも、塩澤は、本稿における氏名流用禁止効について、同一性保持権だけでなく、氏名表示権の機能としても理解する。この点で、氏名表示権の役割と同一性保持権の役割を切り分けた私見とは異なる）。

- (207) 潮海久雄『職務著作制度の基礎理論』228-237頁（東京大学出版会、2005）、大淵哲也「著作者人格権の主体」著作権研究33号11頁（2006）、斉藤・前掲注（1）204頁、田村・前掲注（7）378頁、中山・前掲注（7）588-600頁など。

護法益と措定する本稿の見解によれば、当該法人等に著作者人格権が帰属することは自然である。⁽²⁰⁸⁾つまり、米国における Moral Rights の保護法益に基づいて我が国の著作者人格権の権利帰属主体を考えると、より条文適合的な説明をすることができるのではないか。⁽²⁰⁹⁾

B). 需要者の認識を基準とした侵害判断構造

氏名表示権、同一性保持権の侵害判断において、従前の学説の多くは、需要者の認識を基準とした著作者人格権の侵害判断という構造を取っておらず、形式的な侵害判断に終始していた。一方、「著作者又は著作物に関する虚偽表示が存在し、かつその表示が真正なものとの誤認混同が生じることによって、需要者から正しく認識されなくなる、著作者（又は著作者として表示された者）の人格像」を氏名表示権、同一性保持権の保護法益であると措定すると、著作物の内容を通じて著作者が需要者からどのように認識されるかという要素を考慮しなければ、侵害判断を行うことができない。つまり、「需要者を誤導させる」ことによって、著作者（原告）の人格像が歪められていなければ、保護すべき

(208) なお、一般不法行為法上、法人の名誉権を侵害することによって生ずる無形損害にも、損害賠償請求は認められる（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁〔財団法人代々木病院〕参照）。

(209) 一方で、著作権法29条1項は、映画の著作物の著作権の帰属主体を映画製作者と定めるが、著作者人格権はなお個々の創作者に留保されるとの構成を採用する。映画の著作物においては、通常、クレジット等によって創作者の氏名が表示され、それによって個々の創作者は正当な社会的評価の対象となる。したがって、顕名のない職務著作物の場合と異なり、実際の創作者を著作者として著作者人格権の帰属主体と解す必要が生じてくる。すなわち、本稿の理解に基づけば、職務著作物と映画の著作物とで著作者が異なるという規定を整合的に説明できるのである。

法益が毀損されていないこととなり、同一性保持権侵害は発生しない。⁽²¹⁰⁾⁽²¹¹⁾氏名表示権に関しても、著作者でない者の氏名が表示され、又は氏名表示が切除されていたとしても、需要者にそれが真正の表示と認識されず、実際の著作者が誰か容易に把握される場合、著作物を通じて本来得られていたはずの信用の蓄積は妨害されないため、権利侵害は生じない。⁽²¹²⁾

なお、もっぱら同一性保持権に関するものであるが、需要者の認識を考慮すべきとする近時の学説に、「改変を認識できれば『改変』にあたらない説」⁽²¹³⁾がある。これは、20条1項に該当するためには、「著作物の表現（がどのようなものであるか）についての社会における認識を変化させる」ことが必要であるという思想に立脚し、「改変された表現が提供、提示されることにより、改変され

(210) この解釈によれば、私的領域における著作物の複製物に対する改変が、形式的には同一性保持権の侵害となってしまうという問題を解決できる。公衆への提供、提示のない私的領域での改変には、「需要者を誤導させる」おそれがおよそ生じないからである。ただし、将来的に公衆の眼前に置かれる需要が比較的大きく、また原状回復が困難である、芸術的著作物の原作品については、私的領域での改変によっても将来的に「需要者を誤導させる」おそれが生じるため、これを同一性保持権によって禁止することも正当化されうる（前注（205）参照）。

(211) なお、米国法分析からも明らかなように、ここで検討の前提としている保護法益論によれば、名誉声望の毀損は必要ない。これは、ベルヌ条約の「名誉または声望を害するおそれ」よりも強力に「意に反する」と規定する我が国の同一性保持権規定と整合的である。つまり、需要者が著作者の人格像に対して誤認することは必要であるが、必ずしもそれによって「名誉または声望を害するおそれ」があることを立証する必要はなく、単に著作者の「意に反する」形で著作物の客観的認識が形成されることにより、著作者の人格像が歪曲されていることを示せばよいのである。

(212) なお、後者の場合（＝氏名表示が切除されていた場合）においては、（米国法でも薄い保護しか与えられていなかったように）違法性は相対的に軽微なものである。したがって、この場合には、「著作者が創作者であることを主張する利益を害する『おそれがない』」という文言からは離れるが、19条3項に基づく利益衡量において、利用者側の利益を幅広く認めることが相当であろう。

(213) 金子・前掲注（7）。

た複製物等に接した者に『改変をされていないとの誤認』を惹起する行為のみが『著作物の改変』に該当する」という解釈論を述べるものである。本稿の述べる侵害要件は、これと類似するものと位置付けられよう。もっとも、相違がないわけではない。すなわち、「改変を認識できれば『改変』にあたらない説」は、同一性保持権の保護法益を「著作物についての社会の認識の同一性」として⁽²¹⁴⁾している。したがって、著作者の表示がなく、改変前の著作物が誰の著作物であるか判別できない場合であっても、同一性保持権の侵害を構成しうるのである。これに対して、米国における Moral Rights の保護法益に基づけば、このような場合には、保護すべき著作者の利益は害されないため、同一性保持権の侵害を構成しない。この点について、著作者名義説は、氏名表示権との役割分担という観点から、著作者の氏名が付され、著作者のものとして提示されている場合に限って同一性保持権による保護が認められるとする⁽²¹⁵⁾。本稿で明らかにした米国における Moral Rights の保護法益論は、理論的基礎に乏しかった著作者名義説を補強するものと位置付けられよう。

C). 著作権と著作者人格権との異質性

米国の Moral Rights 保護は、一部重複はあるものの、本質的に、著作権とは別個の考慮に基づいてなされていた。例えば、著作権の保護を受けられない要素であっても、Moral Rights 保護の客体となりうる。さらには、著作権侵害の成立に求められる「著作物の利用」が観念されないときであっても、理論上、Moral Rights 侵害は成立しうる。このような米国法理解に基づけば、日本法においても、以下に述べるように、著作権侵害と別個の考慮に基づいて同一性保持権、氏名表示権の侵害判断がなされることとなる。

例えば、同一性保持権侵害を判断する際に、原告著作物と被告作品との間の

(214) 金子・前掲注 (7) 387 頁。

(215) 前注 (206) に掲げた論文を参照。

(216) もっとも、需要者の誤認という判断基準は、(少なくとも論文中には) 明記されていない。

類似性を、著作権侵害の場合と別異に判断することとなろう。すなわち、キャラクターや著作物のタイトルであっても、その著作者と直ちに結びつけられるほど識別力のあるものである場合、当該キャラクターやタイトルを不正使用した改変作品は、同一性保持権の侵害を構成しうる⁽²¹⁷⁾。このことにより、20条1項が「著作物及びその題号」と規定し、より抽象的な次元で改変を禁止することとしている規定構造を、創設的規定という立場から正当化することができる。

また、氏名表示権、同一性保持権侵害を判断する際に、著作物が何らかの形で公衆に提供、提示されていれば、それが法定利用行為（22条～26条の3、28条）に伴っている必要がない。具体的には、美術の著作物の複製物を展示する場合や、公衆送信された著作物をインラインリンクによって伝達する場合においても、そこに法定利用行為を介在しないからといって、著作者人格権侵害を否定することはできない。いずれの場合においても、経済的利益への侵害はともかく、「著作者の客観的認識の同一性」は害されうるからである。ところで、最近、氏名表示権における「著作物の公衆への提供若しくは提示に際し（19条1項）」という要件を「法定利用行為があるとき」と解する見解が、最高裁によって否定された⁽²¹⁸⁾。本稿の述べる解釈論は、この最高裁判例と符合する。

このような、米国の法理解を前提とした我が国の氏名表示権、同一性保持権の解釈は、従前の学説からは異なるものであるが、一方で、条文構造や近時の

(217) 例えば、著名なキャラクター、タイトルである「ドラえもん」を用いて創作した「ドラえもん」の最終回は、それが藤子・F・不二雄の手によるものと誤認される限り、同一性保持権の保護法益を侵害しうる。

(218) 前掲最判令和2年7月21日[リツイート上告審]。なお、同最判は、結論として、原判決において適法に確定した事実関係に基づいて氏名表示権の侵害を肯定したが、「トリミングされ、氏名が見えない形で表示された画像を閲覧するユーザーが、通常、当該画像をクリックして氏名の表示された元画像を閲覧するといった事情」が認められれば、氏名表示権侵害が生じないことを示唆する判示をしている。これは、氏名表示権について、前記B).の需要者の認識を基準とした侵害判断を行うとする本稿の見解と整合する。

最高裁判例の立場とはむしろ整合的である。もちろん、このことをもって、直ちに米国における **Moral Rights** の保護法益が我が国にもそのまま妥当すべきというものではないが、一端の可能性は示せたものと思われる。

本稿が明らかにした米国における **Moral Rights** 保護とその保護法益、そしてそれに基づく我が国の解釈論の指針が、今後の著作者人格権研究にとって一石を投じるものとなるならば、望外の幸せである。

※本稿は、2018年度末に神戸大学大学院法学研究科に提出した修士論文の一部を加筆、修正したものである。なお、本稿の校正段階で、長谷川遼「著作者人格権の保護法益について（1）（2）」法学協会雑誌137巻9号1477頁、法学協会雑誌137巻10号1795頁（2020）に接した。これは、問題意識の大部分が本稿と共通するものと思われる。もっとも、私見との具体的な関係については、同論文が完結後、改めて検討することとしたい。